

衆議院

通信委員會議錄第四号

平成九年四月二日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木村 義雄君

理事 龜井 久興君 理事 岸本 光造君

理事 熊代 照彦君 理事 古屋 圭司君

理事 河合 正智君 理事 河村たかし君

理事 伊藤 忠治君 理事 矢島 恒夫君

佐藤 勉君 理事 齊藤斗志二君

坂井 隆憲君 園田 修光君

竹本 直一君 中川 昭一君

野田 聖子君 野中 広務君

茂木 敏充君 山口 俊一君

吉田六左門君 赤松 正雄君

漆原 良夫君 遠藤 和良君

神崎 武法君 永井 英慈君

原口 一博君 北村 哲男君

山花 貞夫君 石井 郁子君

横光 克彦君 小坂 憲次君

出席國務大臣

郵政大臣 堀之内久男君

出席政府委員

郵政事務次官 野田 聖子君

郵政大臣官房長 天野 定功君

郵政省通信政策局長 木村 強君

郵政省電気通信局長 谷 公士君

委員外の出席者

法務大臣官房参事官 菊池 洋一君

大蔵省証券局長 柏木 茂雄君

証券取引等監視委員会事務局特 滝本 尊水君

別調査課長

通商産業省産業政策局長 立岡 恒良君
課新規産業室長
通信委員会調査室長 丸山 一敏君

委員の異動
四月二日

辞任

坂井 隆憲君

石垣 一夫君

同日

辞任

茂木 敏充君

漆原 良夫君

補欠選任

茂木 敏充君

漆原 良夫君

補欠選任

坂井 隆憲君

石垣 一夫君

三月二十五日

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)
四月一日

特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○木村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。堀之内郵政大臣。

特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を

改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○堀之内國務大臣 特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社、当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役または使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行することによる能力と成果に応じた成功報酬制度を設けようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社が、認定計画に従って当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、一定の要件のもと、株主総会の特別決議を行うことにより、その決議から十年の間にその会社の取締役または使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行することができるとしてお

ります。

第二に、認定会社が、定款にこの法律により新株の発行ができる旨の定めを設けたときは、株券及び端株券にその旨を記載しなければならないこととしております。

第三に、認定会社は、株主総会の特別決議をしたときには、その決議に関する事項を記載した書面を郵政大臣に提出するとともに、その書面の写しを公衆の縦覧に供しなければならないこととしております。

第四に、郵政大臣は、書面の提出を受けた場合等には、その書面等を官報に公示するとともに、その書面を公衆の縦覧に供しなければならないこととしております。

としております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤勉君。

○佐藤勉委員 自由民主党の佐藤勉でございます。

昨春秋に初当選をして以来、通信委員会に所属をさせていただいておりまして、携帯電話とかインターネットの爆発的な普及に見られるような情報通信分野の活力を日々実感しております。今後の発展を大いに期待しております。この通信分野が我が国のリーディング産業としてその活力を一層発揮できるようにしていくことが、今後の情報通信の発展にとっても、日本経済の活性化や経済構造改革にとっても大事なことだと思っております。

が、きょうは、情報通信分野の中でフロントランナーであるニュービジネスに対する支援策に関する今回の法案について、法改正の背景、法案の概要、そして今後のニュービジネスの振興の施策等について伺いたいと思っております。

まず初めに、今回開議法を改正する目的についてわかりやすく御説明をいただきたいと思

どうなっているのか、お伺いをしたいと思ひます。

○木村政府委員 御指摘ございましたように、ストックオプション制度のようないわゆる成功払い報酬制度というものにつきましては、幾つかの方式がございます。

本格的なストックオプション方式ということで、一つは、現在御提案申しております新株発行方式によるものであります。これは、会社が、契約によりまして役員等にストックオプションを付与して、権利行使があれば、会社は新株を発行して対応しようというものであります。我が国では平成七年十一月に通産省のいわゆる新規事業法で、鉱工業分野の新規事業者について導入をされているという実績がございます。

それから二つ目は、自己株式取得方式ということとあります。これは、会社が契約によりまして役員等にストックオプションを付与し、権利行使があれば、会社はあらかじめ市場等から取得しておいた自己株式を譲渡するものということで、これは我が国に現在例がございません。

それから、疑似ストックオプションと言われておりますワラント債方式でありますけれども、これは会社が新株引受権付社債、いわゆるワラント債であります。これを発行して、会社が分離後のワラント部分を買戻して役員等に支給する方式ということであります。これは既にソニーであるとかコナミであるとか、ゲームソフト制作会社であります。こういった三十社程度の会社がこのワラント債方式というものを導入いたしております。

今回の私どものストックオプション制度といふのは、その趣旨は、主として資金力の乏しい未公開のベンチャー企業の人材確保を円滑化することを目的としているということであります。で、こういった観点から今申し上げましたそれぞれの方式を見ますと、新株発行方式といふのは、御案内のように、会社側が資金を負担する必要はない。いわゆる新株を発行するというこ

とで株主総会で決議をして、その権利者が新株を求めれば発行するというものでありますから、会社としての資金を用意する必要はないということとあります。

それから、株式未公開の企業では、市場等から自己株式を調達することが非常に困難であります。で、新株発行方式では、こういった市場から自己株式を調達するといったようなことがございせん。そういう意味では、自己株式方式との相違点であります。

それから、ワラント債方式というのは、ワラント債を発行できる社会的な信用力というものが既に企業に備わっていないと認められないといったようなことを考えますと、本法案におきましてベンチャー企業が最も利用しやすいと考えられる方式というのは、資金がない中小企業を中心にやっというところでは、新しい資金を出さずにできる、あるいはこれから発展させていくんだというところでまだ信用力がさほどないという場合には、やはりこういった新株発行方式の方がよりふさわしい中身だろうというところで、この方式について私どもとしては実現をしたいということを考えておるわけであります。

○佐藤（勉）委員 ワラント債については、確かに信用のある会社が行うことでございまして、今の説明で、新株発行型のストックオプションがいというののも理解をさせていただきました。

今回のストックオプションの対象となる通信として放送新規事業ということですが、具体的にどの事業があるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○木村政府委員 通信・放送新規事業と申しておりますが、我が国で初めて行われるような情報通信分野のニュービジネスでありまして、新たな通信・放送事業分野を開拓するというものであります。

最近、インターネットの爆発的な普及あるいは衛星デジタル放送の開始を背景にいたしまして、例えばCATV回線や衛星を使用したイン

ターネットサービスなども出てきておりますし、衛星デジタル放送に係る事業、例えばパーフェクTVなども出ております。こういった関係の会社といたうのが具体的に想定をされます。現在の認定会社数はこういった新しい通信・放送新規事業として十一社を認定いたしております。

○佐藤（勉）委員 ただいまのお話ですと、通信・放送新規事業は、通信・放送分野の先端技術を用いた高度な事業のようでありまして、なかなか認定を受けにくいという状況があるのではないかと申うわけであります。小さい企業を大きくという、言わば、アメリカのアメリカンドリームという夢のある話を、せっかく融資制度ができて実際に利用しにくいのではないかとこの心配も出てくると思ひますが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○木村政府委員 通信・放送新規事業の認定につきましては、新たな通信・放送事業分野を開拓するいわばトップランナー、先頭を切つて走る、フロントランナーの方がよろしいかも知れませんが、フロントランナーというように、こういった会社を対象に各種の支援措置を講じていう、そういうところは風当たりがやはり一番強いわけですから高いリスクもあるというところで、こういったところがそういうリスクに負けずに飛び出していこう、こういう進取の精神を応援するというところであります。

したがって、その認定に当たりましては、そうはいましても国が、郵政大臣が認定をするというところが今のスキームであります。商法が一般的にストックオプション制度を導入するということがあれば、一つ一つ大臣が認定をしてということではないわけでありまして、いわゆる商法で規定されております株主平等の原則という立場の例外だという点で、そういう例外の会社につきましては大臣の方で、規制を強化するということはなくてむしろ資格付与という観点から認定をするということとあります。これは具体的にはど

ういうものかということとありますけれども、法律とそれに基づきます実施指針というものを策定をいたしております。これに基づきまして通信・放送サービス等の新規性を有した事業を対象とするということとあります。

この新規性でありますけれども、これは先端技術を用いた高度な事業だけを対象とするものではなくて、もちろん先端技術を用いて新しい事業が出てくるということはこれは一番わかりやすいわけでありまして、新しいアイデアによりまして、新しいサービスを提供できる、あるいはそのことによって料金が非常に安くなったとか、新規性といふような判断をどうするかということとあります。そういう面でも、私ども、この新規性に当たりましては、新たな役割を提供する事業、それから新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業といったような観点で具体的な判断基準をつくりまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤（勉）委員 お答えをいただけて心強く思っております。お答えをいただけて、先ほども申し上げましたように、小さい会社が伸びようとするに当たってはやはりいろいろな面で大変な部分があるんだと思ひます。そんなときに、やはり手とり足とりということになるとは思ひますけれども、ぜひとも柔軟な運用に配慮していただきたいと思ひます。

最後に、今後の政策についてお伺いをしたいと思ひますが、情報通信ニュービジネスをさらに振興していくことが我が国経済の発展のために重要であると思ひます。郵政省では、ストックオプションのほかに情報通信ビジネスの振興を今後どのように推進しようとしているのか、伺っておきたいと思ひます。

○木村政府委員 情報通信ニュービジネスの振興のためにはどういった施策があるかということとあります。もちろん国がすべてをバックアップする

ということではなくて、あくまで民間の仕事でありますから、おのずから国の役割というものは限界があるかと思えますけれども、環境整備、それから立ち上がり期の支援といったような形で国が精いっぱい応援をしていくことは非常に大切なことだろうということで、その施策はばらばらであってはいかぬということで、まず資金面、人材面、技術面といったようなことを総合的に、有機的に関連づけて施策として手を打っていくことが必要だろうというふうに考えております。

そういう面では、ただいま先生からもお話がございましたいわゆるストックオプションというのは、人材確保という面での一つの支援策でございます。それ以外に、資金調達環境といえますか、資金面での施策ということでは、創業段階のベンチャー企業へ専門的に投資を行う、これは、情報通信分野では我が国初めての政策的な投資事業組合であります、私どもいわゆるテレコム投資事業組合と言っておりますけれども、この設立のための予算措置を平成九年度の予算の中で認めていただきました。産投出資から十億円を出してやるというものであります、産投出資十億円と民間のベンチャーキャピタルと金を集めて資金力を豊かにして、しかも民間のベンチャーキャピタルの専門的なノウハウも加味しながら資金投入の仕組みをつくっていくというのの一つであります。これも九年度からスタートする施策として認めていただきました。

それから税制面では、個人投資家いわゆるエンゼルと言われているけれども、個人投資家によるベンチャー企業投資に係る損失を三年間にわたり繰越控除を認めるという税制特例措置も、今回におきまして租税特別措置法の改正ということでお認めをいただきました。さらには、ベンチャー企業が行います新規事業に対する日本開発銀行等によります経済構造改革融資の創設ということで、いわゆる財投金利よりも〇・五%マイナスという非常に低い金利で、経済構造改革をするためのベンチャー企業に対する融資という制度も

スタートをいたしております。こういってことで、資金面についても各面からかなり充実した対策が打てるものというふうに期待をいたしております。

それから、もう一つは技術の面であります。技術の面につきましても、基盤技術研究促進センターというところで、民間の基盤的な技術研究につきましても出資という形で国が応援をするという仕組みがございますが、この仕組みの中に新たにベンチャー企業等の研究開発向けの出融資制度を創設するといったようなことで、ベンチャー企業というものを意識して基盤センターによる出融資制度というものを新たに平成九年度からスタートするということにいたしております。

また、先進的な技術の研究開発を行いますベンチャー企業等への助成制度というものも拡充をしましてまいりたいということで、中小企業のベンチャー企業に対する助成制度というものも、技術を掘り起こす、インキュベーターしていくという面からそういう施策も充実するという方向で定まっております。こういった技術の掘り起こし、それから資金面、人材の確保面といった施策を総合的に、有機的に発動して、新しいビジネスが創出できるように環境整備に努めるという施策が整いつつあるという現状でございます。

〇佐藤(勉)委員 最後になりますけれども、新しいビジネスに対する支援施策も大幅に充実されているように感じますから、今後、具体的な成果が上がるよう、各部署での施策についての確かな運用をお願いしたいと思います。また、先ほどの御答弁にございましたように、通信インフラの普及にございまして、CATV回線や衛星を利用したインターネットサービスという新しいビジネスが新たに出現したわけですから、情報通信ベンチャーの活動を活性化していくために、ベンチャーのビジネス活動を支える基盤の整備も大変重要かと思えます。情報通信基盤の整備については、従来からネットワークインフラの高度化とか、アプリケーション

の開発、普及とか、研究開発の推進といった観点からさまざまな施策を総合的に推進されていきますが、今後もうこうした施策を一層充実し、強力に推進されるようお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

〇木村委員長 原口一博君。

〇原口委員 新進党の原口一博でございます。堀之内郵政大臣初め素晴らしい先輩に恵まれました。一年生ながら勉強させていただいていることを心から感謝申し上げます。今回の法案の改正について御答弁をいただきましたというふうに思います。

私たち政治家は、三つの戦いをやっております。一つは選挙、政治家として選ばれるための戦い。もう一つは、選ばれた後の政策上の理念を以て政策の違いを明らかにした戦い。そして三番目は、時の流れとの戦い、時代との戦い。特に、この通信委員会におきましては、新しいビジネス、時代、時代はどうやって打ちかかっていくのか、これは与野党問わず私たちが考えていかなければいけない問題であるというふうに思います。

現行商法は、株主の平等保護の原則を思想原理としております。今回のストックオプション制度は、一種の株主を差別するもので、そういう商法の原理原則とはやや異なるところがございます。ただ、この前提は、厳格なディスクロージャー、そして公正な市場が担保されていること、それが必須要件であるというふうに考えます。法案の中身の質疑に入ります前に、今回その公正な市場が果たして担保されているかどうか、そのことについて幾つかの点を確認して質問に入りたいというふうに思います。

今回、野村証券の不祥事がございました。この不祥事は、証券法の五十条、それから五十条の三、それから百五十九条、それから商法二百九十四条の二、同じく商法四百八十六條違反の疑いが発生しているというふうに言われております。この法案を審議する上で、これは看過できない大きな問題であるというふうに思います。

監視委員会にお尋ねしますが、事実関係をどのように把握されているのか、まずお答えいただきたいというふうに思います。

〇滝本説明員 野村証券の問題につきましては、証券取引等監視委員会の日常的な監視活動の中におきまして、取引の公正の観点から不自然と思われる取引が認められましたことから、昨年の夏ごろより鋭意調査を進めてきたところでございます。こうした中で、当委員会は、三月二十五日、東京地方検察庁とともに、証券取引法違反の嫌疑で野村証券本社ほか関係箇所について強制調査を行うなど、調査を進めてきたところでございます。

現在、検察当局と緊密な連携を図りながら鋭意調査を進めているところでございまして、一刻も早く事実関係の解明に努めていきたい、このように考えております。

〇原口委員 その中で、政治家、官僚のVIP口座の存在が伝えられておりますが、このことについて、このVIP口座というのは一体何のためのものだったのか、事実関係を把握されていれば御報告をお願いしたいというふうに思います。

〇滝本説明員 現在、検察当局と緊密な連携を図りながら鋭意調査を進めているところでございまして、その調査の事案の具体的な内容につきましては、今後の調査等に支障を生ずることになりかねないことから、その内容についてお話しすることは差し控えさせていただきます、こう思います。

〇原口委員 野村証券のトップの中には、本委員会が関係する電気通信審議会の委員をお務めになつていた方の家宅捜索もあったというふうに聞いておりますが、郵政省はこのことをどのように受けとめておられるのか、お尋ねを申し上げます。

〇堀之内閣務大臣 ただいまの野村証券の問題と郵政省とは何ら関係ないと思っておりますので、私の方は何も調査いたしておりません。

○原口委員 実際に電気通信審議会の委員が家宅捜索を受けているということが郵政省と何で関係がないのか。そして、このストックオプションは、株式市場が公正であるということが大前提だといふように思います。私は、今の大臣の答弁、本気でしゃしゃっているのだろうかといふように思います。

郵政大臣並びに郵政官僚がこういう野村証券からの特別な優遇措置を受けたかどうか、これは御自身が、自分が受けたか受けてないかというのはおわかりになると思います。堀之内郵政大臣がそんなことをお受けになるということはあり得ないと思いますが、まずそういったところを確かめてからストックオプションの審議に入りたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○堀之内郵政大臣 ただいま御指摘の、電気通信審議会委員に酒巻社長が就任されておられました。これは、ああいう事件が発生してから辞表が出てまいりましたので、すぐ受理したわけでございます。現在は欠員中であります。

なお、私のことでお尋ねがありました。残念ながら私はVIPの指定を受けておりませんが、大変恥かしいことであります。

○原口委員 それが恥ずかしいことかどうかはわからない。むしろ、国民が知りたいのは、果たして、新たなこの金融市場の自由化の中で公正さが保たれているかどうか。そして、一部の人間にだけ利益供与がされる、こんなことがずっと繰り返されてきたわけであり。実際に、平成三年の同会社の事業から、監視委員会の勧告は、平成四年の七月から八年の七月まで三十件行われている。そして、会社の行政処分、勧告は十件、個人の勧告は二十件行われている。一方で、株式市場が、そこに集った人たちがまだ非常に古い体質を残しているということを示明して、制度の審議に入りたいたいと思います。

少しはじめに答えをしていただきたい。私は大変尊敬をしているわけですが、VIP口座がないからというので残念ながら、そんなものでは

ないといふように思います。ストックオプション制度について質問に入ります。

欧米の主要国における制度の導入は、アメリカでは、一九五〇年代に始まって大体会社の八三%、イギリスも上位百社のうち九〇%が導入しており、いずれも税制上の優遇措置を持っています。

この制度は、外部から優秀な人材を確保できるメリットや、あるいは、役員、従業員に高報酬という形でインセンティブを与えることができ、高いモチベーションを与えることが期待をできます。権利を与えるだけで会社に経済的な負担がななくインセンティブを与えることができることから、この制度そのものは、私は、積極的にやっていくべき制度であるといふように思います。

アメリカのNASDAQ市場の銘柄数は二、二倍、一年間で五百社が新規登録を行い、二百社が登録廃止になるなど、活発な取引が行われておるところであります。マイクロソフトなどというハイテクベンチャー企業もこの市場から出てまいりました。

日本も、将来性を秘めたベンチャー企業の資金調達となる店頭特別市場が九六年十二月十七日から動き出しました。先ほど答弁にありましたように、資金難に悩むベンチャー企業を育成する目的で創設されたこの第二店頭市場は、事業内容に成長性、新規性が認められ、かつ売上高の三%以上研究開発費がある企業であれば、赤字企業でも株式を公開できるのが最大の特徴であります。ところが、この市場にも、創設後一年半の空白がございました。それは、先ほど局長が答弁なさったように、日米の投資環境の違いというのがあるのだらうといふように思います。

投資に対する基本的な考え方、そして、ベンチャーを個人的に援助する、支援するエンゼルの存在。私は、今からの産業政策というのは、護送船団方式、今までのやり方を根本的に変えなければ

いけない。アメリカでは、まずNPOでもって、企業化するまで、学校でいろいろな援助を受けながら、どんな芽があるのだろうか、シーズがあるのだろうか、どういふものが産業として花開くのだろうか、そういったことを民間ベースで研究しながらやっています。ところが、まだ我が国は、官主導の域を抜けていないと言わざるを得ません。日米の店頭比較についても、日本が六百九十八社であるのに対してアメリカは四千九百八十八社、その売買代金も、日本が五・九兆であるのに対してアメリカは百四十四・九兆ということで、これだけの差が出てきている。この違いが一体どこからきているのか。

私は、今回、思い切って郵政省さんがこういうストックオプションという人材の確保のための法改正をなさるといふことは、遅きに失したけれども大変大事なことだといふように思いますが、局長の基本的な考えをお聞きしたいといふふうに思います。

○木村政府委員 先生御指摘のとおり、新しい風を我が国に吹き込み、二十一世紀を展望したダイナミックな国をつくり上げていくということは、既存の仕組みにとらわれずに新しい仕組みにも果敢に挑戦をして、風当たりは、先ほどのお話にもありましたように、フロントでありますから強いわけでありませうけれども、そこを突破していくという気概が必要だろいうことで、あえて商法の例外といふことではございましたけれども、特例法をもちまして情報通信あるいは放送分野の新規事業に対するストックオプション制度を導入したいといふのがその趣旨でございます。そういう意味で、私もとしましては、こういふ私どもの考え方の基本を果敢に打ち出していこうということでもあります。

既に通産省が鉱工業分野でこの制度を導入しておりますけれども、ある意味では、一年少し、私ども、情報通信分野のこういふ問題への取り組みがおくれたかなという指摘もござります。しかし、これは、対象事業の内容の違いによるもので

ありまして、この一、二年急激に、インターネットあるいはCデジタル放送などの技術革新による普及といふのが爆発的な伸びがございました。そういう意味で、ニーズがこの一、二年急速に高まったということを受けた対応措置でありまして、一般的には商法としての例外ということでありまして、やはりニーズがなければ、なかなかこういう法律につきまして問題提起ができなかったといふことでございます。

時宜に合わせた施策ということで、通産省が行われました後も、あえて郵政省として、法務省民事局にお話をいたしまして、政府部内で統一した法律といふことで提案をさせていただいた次第でございます。

○原口委員 通産省の方にもきょうお見えいただいておりますので、先行してストックオプションを導入された通産省の今までの認定実績、そしてその内容について、概要をお伺いしたいといふふうに思います。

○立岡説明員 新規事業法でのストックオプション制度の運用状況をお尋ねでございますけれども、御案内のとおり、平成七年十一月に特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正をいただきまして、以来運用してまいりまして、今順調に利用件数が増加いたしております。

この平成九年四月一日現在で、全体、新規事業法認定事業者八十三件ござりますけれども、この一年強の間にストックオプション制度の利用は十九件ござります。そのうち、既に特別決議が行われて権利付与がされているものが六社ござります。うち一社は、三月十四日に大阪取引所の二部特則に上場するという段階にまで至っております。

私もといたしましては、今後とも、引き続きこの着実な実施に努めてまいりたいと考えております。

○原口委員 そこで、再び通産省の方にお伺いしたいのですが、株式の上限といふのを通産省の所轄の法律では決めておられると思います。その上

限についてどうなっているのか。

それから、例えば大企業を分社化したり、あるいはカンパニー制度をとっていたりする。そうすると、今後、持ち株会社の導人なんという話も出てきているわけですが、持ち株会社は別にしても、大企業を分社化した、そういったものについてもこのストックオプションの対象とされているのかどうか、そのことについてお尋ねしたいというふうに思います。

○立憲説明員 お尋ねが二つございましたうち、まず前者でございますけれども、ストックオプション制度につきましては、基本的には株式の希薄化を防止するという観点から、私どもの制度では、現在、発行済み株式の三分の一ということ以上限を設けてございます。

この考え方は、ストックオプションを付与する際に、商法におきます新株有利発行の特別決議の有効期限六カ月の特例を設けたわけでございますけれども、この六カ月としている理由はまさにその株式の希薄化を防止するという観点があるわけでございますけれども、こういった特例を設ける際に、やはり何がしかの制限は要るのではないかと議論があつた立憲当時ございました。もちろん、御案内のとおり、ディスクロージャーの徹底をするとかいう措置を講じておりまして希薄化対策を講じたわけでございますけれども、量的にもある程度抑える必要があるだろうということ、私ども、新規事業法では、認定事業者の平均的な資本規模等を勘案いたしまして、三分の一ということを導入したわけでございます。

それから、対象となる企業でございましてけれども、先生御指摘ございました大企業の子会社等々につきましても、制度上は対象になっております。基本的には未上場の会社ということで縛っておりまして、企業規模でありますとか何とかでは制限いたしておりません。未上場の企業で、まさに新しい新規事業を行う者について対象にしていくというのが法律の趣旨でございます。

○原口委員 いわゆる大企業の分社化したものについても対象としているわけですね。

今回の郵政省の法案ではどのようになっているのか、大企業の分社化についてもこの対象とするのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思っています。

○木村政府委員 ただいま先生が御指摘されました件でありますけれども、大企業の出資会社、いわゆる分社化と申しましうか、そういう会社でありますけれども、通信・放送新規事業の認定要件を満たしまして、かつ当該事業の実施に必要な人材の確保を目的とするという限りにおきましては、本法案に基づくストックオプション制度を導入するということが可能であるというふうに認識いたしております。

○原口委員 先ほどの佐藤委員の質問に対するお答えとは若干違ひますね。資金力が乏しいベンチャー企業を育てるのだということでございますが、対象とするというふうなお答えをいただいたわけで、ベンチャー企業を支援するとする本制度の導入の意図とはちよつと反するのではないかとこのように思うのですが、反しませんか。

○木村政府委員 法律的な可能性といえますのは、そういう会社であっても可能だ。ただ、内容は通信・放送新規事業というものの認定要件を満たさなければいけないということ、かつそのために人材が必要だということではなければいけないということ、本ストックオプション制度の趣旨は、主としてやはり独立系の中小のベンチャー企業ということになりますけれども、法的蓋然性としては全く排除をするということではなからうというふうな考えでおります。もちろん、メーンは独立系の中小ベンチャー企業ということを意識いたしております。

○原口委員 この法案のどこを見てもそういう制限というのはないわけでございますが、また、先ほど通産省は三分の一という制限がございましたけれども、今回の郵政省の特開法の場合はどうう制限をされているのか、そしてその制限はどう

いう根拠でもってそういう制限になったのか、そのことについてお尋ねしたいというふうに思っています。

○木村政府委員 商法の特例を設けてストックオプション制度を導入するというところでございまして、導人に当たりましては、情報開示の徹底、それから株式希薄化への対応策を講じようということでもあります。

そういう観点で、本制度が商法の例外措置であるということでありまして、必要以上の株式の希薄化を防止するため、ストックオプションに係る新株発行の総数を一定の限度にとどめるということが適当だというふうに判断をいたしております。

その総量制限についてでありますけれども、ストックオプションが人材確保策として有効に機能をするというためには、通信・放送新規事業の認定会社の資本規模が、先ほど通産省の方からお答えがありましたように、いわゆる新規事業法の認定会社に比較いたしまして相当程度大きいこととございまして、したがって、私どもとしましては、新規事業法の三分の一という制限よりも小さい範囲で必要十分であるというふうに判断をいたしました。

発行済み株式総数の五分の一の範囲までストックオプションを付与し得るということが商法の原則との調和という観点で妥当であるということ、五分の一の範囲を超えないということと判断をいたしております。

○原口委員 つまり、郵政省さんが認定の対象とされているのは通産省さんが認定の対象としてよりも規模が大きい、だから五分の一ぐらいでいいだろうという御答弁でございますね。

先ほどの小さなベンチャー企業を育てるのだというのとちよつと違う射程もお入れになっているというふうな理解をするわけでございますが、これが通産で導入をされるに当たって、委員会の議事録を見ておきますと、政府委員がこんなことをおっしゃっています。これを導入するに当たり

ましては、率直に言ひまして、本当に聞くも涙、語るも涙という経験がございます。大変な法務省さんのかたいガードに遭つて、聞くも涙、語るも涙だったんだというふうに思うわけでござい

ます。法務省にお尋ねをいたしますが、商法との関係上、このストックオプション制度導入の制約となるものを挙げていただきたい。そして、法務省さんでもまた独自に検討されていると思いますが、この導入についてのお考えを、商法との関係でお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

○菊池説明員 お答え申し上げます。まず第一点、ストックオプションを導入するに当たつて商法のどこが問題なのかということでございますが、ただいま御審議をいただいております法案は、新株の有利発行という手法を活用するものでございます。

商法の原則は、新株の有利発行、すなわち時価よりも著しく安い価額で新しい株式を発行するということにつきましては、株主の権利という観点がございますので、株主総会の特別決議が必要であるということになっておりまして、しかもこの決議の効力は決議後六カ月間しかなく、さらに、決議後一番最初に発行する新株しかその決議がカバーしないということになっております。したがって、ストックオプションを導入する場合には、この六カ月、しかもその中で最初の一回限りということが制約になるわけでございます。

この点、御審議いただいております法律案では、決議後十年、しかも何回でもいいという形になっておりまして、この点が商法の特例ということになっているわけでございます。

私どもの立場から申し上げますと、株主の権利あるいは公正、公平ということをどのように守っていくのかということが関心事でございますけれども、この点につきましては、いろいろ弊害防止といえますが、株主総会の決議をきちんとやっていたとか、ディスクロージャーを徹底していたとかといったことで対応されているというふう

に考えております。

なお、第二点目、私ども自身の話でございますが、ストックオプションにつきましては、いわゆるベンチャー企業だけではなくて広く会社一般が利用できるようにすべきであるという御議論が非常に強くなってきております。

そこで、つい最近、先月、三月二十八日の閣議で決定されました政府の規制緩和推進計画の再改定におきましては、ストックオプション制度の一般の導入につきまして、平成九年度中に結論を得て、法改正を経て平成十年度中の早期に導入するということになっております。

私ども法務省といたしましては、この政府の規制緩和推進計画に従いまして、しっかりと検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○原口委員 私私が申し上げたいのも今の答弁の中にございます。特例でもっているいろいろな、通産省さんは三分の一だ、郵政省さんは五分の一だ、非常にわかりにくい。ストックオプションの一種型であるワラントが出たときも、一般の投資家の皆さんにさまざまな混乱があった。そして、自分たちはこれをもうかかと思つてそこに投資したけれども、結局はその資金も回収できない。私どもの九州の地方では、弁護士に相談しようと思つても、それに対する知識のある弁護士がいなくて、結局泣き寝入りをしたなんということもございました。

ですから、一方で、今お話にありましたように、市場をきちり公正、公平にしていける、そしてもう一つは、制度をわかりやすくする。特例でもつて何か、この後来るのはパイオでもいいじゃないか、農林省がまた同じようなものを出しになると思う。それから厚生省だって、自分のところも先端企業ありますよということでお出しになる。そうではなくて、商法自体の改正でもって、今御答弁いただきましたのでそれでよしとしますが、ぜひ大臣も、全体の法律を皆さんにわかりやすくする、その御努力をお願いしたいというふうに思います。

また、ストックオプションのメリットだけをお話をしていただきますが、デメリットについてどのような考えになっているのか、郵政省さんの基本的な考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

○木村政府委員 私どもは、今お話にありましたように、新しい風をつくり出して、新産業の創出だということでありまして、むしろメリットの部分を意識に置いてこれを効果的に活用して、こうという観点でこの方策を進めさせていただいておるわけでありまして、こういう制度が日本の土壌になじむかどうか。

アメリカでは、最近、ストックオプション制度によりましてすごい利益を上げられる方がおられまして、少し突出し過ぎではないかといったような議論も、あのアメリカですら出ているといううなことも伺っておりますので、こういった制度が我が国の企業の中にうまく定着するかどうかというのが一つ大きな問題であろうと考えております。

しかし、株主総会というところで使途を特定して、公開性、透明性の中で客観的な措置を行うものでありますので、まずはこういった制度で本当に人材が確保できて、新しく仕事をしようとする企業がインセンティブを与えられるような仕組みを維持しつつできるということであれば、私どもはそちらの方に目を向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○原口委員 具体的なデメリットはお話しになりにくいでしょうけれども、私がざっと考えられることは、例えばストックオプションを行使した後、その従業員や役員モチベーションは急速に低下するのではないかと。あるいは、企業側にすれば身銭を切らないでいいですから、安易にストックオプションの制度を導入することになりかねないだろうかと。そして、十年ということでありまして、その間につぶれてしまえば、この権利そのものは単なる紙切れになってしまふ。そのことについてどのようか考えておられるのか。

また、各法令との整合性でも、一番私が危惧を

するのは労働基準法との整合性であります。あなたはストックオプションの権利を付与するから給与はこれぐらいにしておいてくださいと。労働基準法の二十四条は、賃金は通貨で払わなければならないというふうに書かれていますが、実際に、東京地裁の五十三年の二月二十三日の判決で、賞与として株式を支給する旨の特約は無効という判決が出ておりますが、こういった労働者の権利を守るということについてどのようにお考えになっているのか、その整合性をどのように検討されたのか、お尋ねを申し上げます。

○木村政府委員 確かに、未公開のスタートアップしたばかりの新規通信・放送分野の事業者が、人材を確保しながらいい業績を上げていくといううための一つの方策でありますから、十年なら十年という期間に限ってそういうものを保持していくというところであります。

立ち上がり期から店頭公開をしてという、そういう夢をつないでいくという施策でありますから、その後、終わった後、インセンティブがなくなるかどうかといったような問題はありますけれども、とにかく立ち上げていくための刺激、インパクトを与える方策の一つだということでありま

す。企業が永続的にインセンティブを確保しながら業績を上げていくのは何もこのストックオプション制度だけではないわけでありまして、あらゆる、人事、労務その他の施策がその会社を健全な経営に持ち上げていくわけでありまして、このストックオプションだけで全体の士気を高揚するということではなくて、まさに立ち上りの中小のベンチャー企業が、意欲を持ってそういう人をつなぎとめて、頑張つてそこで花を咲かせようという意味で、そういう時点をみたメリットというものが非常に強調される制度でありますので、その後急速に意欲が衰えるかどうかといったようなことにつきましては、その他の施策をもって補完をしていくということと、ストックオプション

制度だからといって十年、二十年、三十年と続けていくというのは、やはり先ほど来お話が出ておりましたような一般の株主の利益という観点から比較考量する必要がある中身であるというふうに考えております。総合的な施策の中で、スタートアップの未公開のベンチャー企業を立ち上げていく、そこに力点を置いた施策であるということ御理解を賜りたいと思つております。

それから、給与、賞与とのストックオプションで得られる利益というのはどういうふうになるのかといったようなこと、あるいは東京地裁判決との整合性の御質問がございました。

これにつきましては、本法案に基づきますストックオプションの付与と権利を行使したことにより取得する利益につきましては、労働省との間で、給与と賞与など労働基準法第十一条に規定する賃金には該当しないということで整理をいたしております。

この理由といたしましては、ストックオプションは賃金のかわりに付与されるものではない、人材確保の観点からプラスアルファとして従業員等に付与されるものでありまして、ストックオプションの付与されたこと等により賃金が減額されるというものではないということとあります。

それから二つ目には、ストックオプションの権利の付与は賃金のように支給基準があらかじめ定められておらず、権利行使による価値の移転も被付与者の意思にゆだねられているということとあります。

こういったことで労働基準法第二十四条の賃金通貨払いの原則の適用もないというふうに解釈をいたしております。

御指摘ありました東京地裁の判例は、株式を賞与、つまり賃金として支給することは不可とされたものでありまして、賃金に該当しないこのストックオプションにつきましては適用にならないものだというふうに理解をいたしております。

○原口委員 今度は税法上の問題に入っていくたいと思つても、賃金でないとする、こ

これはストックオプションの権利行使したところについては法改正によって非課税にされていますね。そして、株式を売却したところで二六%の申告分離課税という形になっていますが、じゃ一体これは、資金でないとすれば何になるわけですか、キャピタルゲインになるわけですか。

○木村政府委員 いわゆる労働基準法上の賃金ではないというお話をいたしました、いわゆるストックオプション制度の場合には、普通であれば権利行使をして権利者が株を取得されたというときには所得、そういうことでありますので、総合課税がかかるという話であります、ここを非課税にしよう、最終的に売却をしたときに譲渡益課税ということで、申告分離課税ということで二六%を税として納める、こういう仕組みになっておるといふふうに理解いたしております。

○原口委員 これは資金ではなくて所得を転換したんだというふうになすわけですね。今の答弁ではそうだった。

そして、もう一つ、最も危惧されるのは、証券取引法上のインサイダー取引規制の観点から問題がないのか、そのことについてはどのように検討をされたのか、基本的なお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○木村政府委員 インサイダーの関係で申し上げますと、このいわゆる円滑化法に基づきますストックオプション制度は、会社が取締役、従業員に對しまして新株発行請求権を付与するものであります。しかし、この取締役、従業員による新株発行請求権の取得、及びその権利行使により新株発行請求権の取得につきましては、それぞれ、証券取引法上の株券等の売買に係るオプションの取得、株券の有償の譲り受けには該当しないというところで、インサイダー取引規制の対象とはならないというふうに解釈をされておまして、この点につきましては関係御当局との整理、意識統一、そういう理解を進めさせていただいております。

ただ、取締役、従業員が権利行使によって取得

した株券を売却するということ場合には、通常の株券の売却と同様に証券取引法のインサイダー取引規制の対象となるということでありまして、当該会社の業務等に関する重要事実を知りながらその公表前に売却する行為はインサイダー取引として禁止されることになるというふうに理解をいたしております。

○原口委員 大体三つの点についてお話をいたしましたけれども、最後に、ストックオプションの中で、認定の作業をどれぐらいの期間でなさるのか、そしてどういったものを認定するのか。

私は、本来だったら、原則すべてストックオプションはオーケー、商法の改正をやって、そして何も郵政大臣にこれについて何かとお伺いを立てなくても、あるいは通産大臣にお伺いを立てなくても、自分たち民間が、自分たちの自己責任として自分たちの独自の発想でもってやっていく、そのことが大事なのではないか。まだこういう認定作業をなさっているのか、役所に情報を集中させなければいかぬのかという思いがございまして、認定の基準について、そしてその期間についてどのようにお考えになっておりますか。

○木村政府委員 お答え申し上げます。

本来ならば、商法の特例措置をそれぞれの役所の大任がやるということではなくて例外でございまして、そういう例外であるがゆえに担保しておかなければいけない手続というものがある。それが郵政大臣の認定行為であるというふうに理解をいたしております。例外でなければ、一般の商法の原則に従って、郵政省なり通産省、それぞれの事業の所管がとやかく言う話ではないというふうにおっしゃるようには、先ほども法務省の方から御答弁がありましたように、規制緩和推進計画ということで一層の前進を図るということでもあります。しかしながら、現時点ではあくまで商法の特例ということでございますので、先ほど来お話が出ておりますように、一般の株主の利益の保護という観点もよく比較考量をいたしながら、この政策

目的に合致するようにということで、客観的な透明性のある認定基準を設けてまして、それに該当する部分についてはこういったストックオプション制度ができるんだということで、むしろ資格審査といえますか、そういう環境整備をする役割を郵政大臣が負っておる、このように認識をいたしております。

そういう点からは、この実施計画の認定に要する期間につきましては、これまでの十一認定をいたしました会社等の実績では、大体相談にいられたから三、四カ月かかっております。

今後、ベンチャー企業等にとりまして一層使いやすいうようにしようということで、関係省庁との協議なども始めておりますけれども、これを簡素化したしまして、できるだけ短く、資格付与ですから、先生おっしゃるように公正な立場ということもございまして、客観的な基準に基づいてオーケーよという期間を早くして、後はその会社がそういうものを導入するかどうか、株主総会という会社自身の責任においてそれができるかどうかという判断ができる立場に置くということ、この点につきましては、できるだけ速やかに認定作業を終えるように努めてまいりたい、このように思います。

○原口委員 今の答弁は限られた中の答弁ですが、大変お気の毒な感じがいたしますけれども、認定に三、四カ月かかるなんていうのは今のベンチャー企業では、例えば私たちが三カ月前に購入したコンピュータはもう古型になってしまっている、もう古色蒼然たるものになってしまっている。三カ月前で新たなソフトは次のものがどんどん出てきてきているこの時代において、一方でベンチャー企業、新しいものを育成しなければいかぬ。冒頭に私は政治の三つの戦いというお話をしましたけれども、時の流れとの戦いをやっているベンチャー企業が、郵政大臣に三、四カ月かけて認定をやるなんていうことは、今の商法上の中でのブレイクスルー、それを突破するためにはこれしかなかったんだというのはいわゆるわかりやすい

も、これを長く続けていくものではない。商法できっちり規定をして、原則自由ですよ、そして通産省であるが、農林であるが、郵政であるが、どの企業もストックオプションを自由に導入してください、その方向性が重要な点ではないかというふうに思いますが、方向性についてどのようにお考えになっているのかお尋ねをしたい。

○木村政府委員 環境整備を図る、それから迅速にそういった新規事業者を立ち上げていくという点につきましては、政府の規制というものが簡素で必要最小限のものであるというふうに考えております。もちろん、このストックオプション制度が一般化されれば先生御指摘のような方向になるだろうというふうに理解をいたしております。

○原口委員 ストックオプションについてはさまざまな観点からお話をさせていただきましたが、私は基本的にこれについては導入すべきだという立場で積極的に応援をしたいというふうに思います。

次に、特定通信・放送開業実施円滑化法そのものについてお尋ねをしたいと思っておりますが、この円滑化法の中で、特定通信・放送開業事業、三事業が定義されていますが、その定義及び内容についてお尋ねをいたします。

○木村政府委員 開業法のいわゆる三事業でありますけれども、まず通信・放送新規事業につきましては、近年のインターネットの普及や衛星デジタル放送の開始などを背景といたしまして、認定事業数は増加をいたしております。平成八年度では八件が認定され、現在認定事業者は全部で十一件ということで、現在ストックオプションの対象にという通信・放送の新規事業というのはこの分野に入ります。

それから、もう一つ分野であります特定通信・放送開業事業には、地域通信・放送開業事業というものがあります。この地域通信・放送開業事業につきましては、これまで当該地域では利用できなかった役割を提供する事業でありまして、地域的なレベルでの技術的な新規性のある事業の

ことであるということ、全国ではもう既にあるのだけれどもこの地域では初めてで、新規性のある、こういう事業のことでありまして、具体的には都市型CATV事業やコミュニティ放送事業などが該当いたしまして、現在七十三件の認定実績がございます。

それから、三つ目の事業といたしまして、通信・放送共同開発事業というのがございます。これは、高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業や、その企業化のために必要な需要の開拓の事業であります。この通信・放送共同開発事業というものにつきましては、現在のところ認定の実績はございません。

以上であります。

○原口委員 ちよつと答弁について、二番目の地域通信・放送開発事業、これは認定が七十三と御答弁いただきましたけれども、これは認定行為はないものでございませう。

○木村政府委員 失礼いたしました。先生御指摘のとおり、この地域通信・放送開発事業につきましては、郵政大臣の認定なしということ、事業の実績が七十三件ということでございます。訂正いたします。

○原口委員 これは何で認定行為がないのですか、その論拠となるものは、一番目の新規事業、それから通信・放送共同開発事業、これは実績なしということですが、一体これはいつからやっていて、実績がないのか。何でこんな実績のないようなものを、その原因はどこにあるのか、お尋ねをしたいと思います。三つお尋ねをします。

○木村政府委員 まず、地域通信・放送開発事業につきましては郵政大臣の認定が不要な理由であります。

先ほど申し上げましたように、地域通信・放送開発事業と申しますのは、全国的には既に実施されておりますけれども、当該地域では初めてのサービスを提供することでありまして、日本開発銀行等の

政策金融機関が融資を行うことを既に決定したものに例へば通信・放送機構が利子補給を行うものというところでこの支援策が定められておりまして、改めて国が認定という形で支援の是非を判断しなくても、通信・放送機構が個々の事業について地域通信・放送開発事業に該当するかどうかを判断すること支援を行うことが可能であろうというところで、地域通信・放送開発事業につきましては郵政大臣の認定を不要とおるということでもあります。

それから、通信・放送共同開発事業につきましては、これは二年にこの法律がスタートしておりますけれども、認定の実績がないのはなぜかということでもあります。この通信・放送共同開発事業につきましては、高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業、高度な電気通信技術の企業化のために必要な需要の開拓の事業及びこれらの事業と一体的に行われる企業化施設の整備の事業であります。

これまでは、バブル経済の崩壊等で経営環境が非常に悪化をしておいた、あるいは共同開発による自社の技術情報の流出の懸念、一緒になるとどうしても情報が出ていっちゃうというような企業の懸念といえますか、懸念ですね。こういったことと、通信・放送共同開発事業のように各企業が共同して行うような大規模な技術の企業化はちやうどあされがちなことというふうなことであります。

しかしながら、現在、技術革新の進展あるいは技術のオープン化、規制緩和等によりまして、アライアンスの時代、グローバルな観点から見てもわかりますように、そういう提携というものが一つの大きなうねりでございます。

こういった電気通信を取り巻く社会環境の進展あるいは情報化の進展ということもございまして、で、今後はこういった共同開発事業に対する支援のニーズが出てくるだろうということで、言ってみれば環境整備のそういった手段というものをあらかじめこの法律によってつくってあるということ

とで、時宜が適して、動きが出れば、いつでも対応できるような法律ができておるということではありますけれども、現時点までは実績がなかったというのは事実のとおりであります。

○原口委員 平成二年からことしまで一件も認定がない。

新しい技術、ベンチャー企業を育てるのは、さつき佐藤委員の御質問の中にございましたけれども、私は三つあるというふうに思います。それは、今回のストックオプションの、人材を流動化していい人材を供給できる、そして株式を公正にして、そこに良質で豊富な資金を導入できる、そして三番目は、今議論をさせていただいている研究だというふうに思います。この新たな基礎研究について、残る時間はあとちよつとでございますが、NTTの株配当が基礎技術研究促進センター出資制度というものを持っておられますが、この仕組みについて概略をお尋ねしたいというふうに思います。

○木村政府委員 この基礎技術研究促進センターと申しますのは、通産省と共管をいたしております認可法人であります。国庫保有義務のありますNTTの株の配当金を原資といたしまして、基礎技術の推進のために役立てようという趣旨でございます。

この制度と申しますのは、もともと民間が、これはやれば将来的にはその成果を生んで利益にもつながるといふような技術の内容を持つもので、純粋基礎と申しますか税金の分野でやるという全く基礎的なものとは違って、やればできるのだけれども、民間としても将来これは果実ができればいいなというものだけれども、やるには長期にわたる、あるいはハイリスクがある。本来民間がやってということはあるのだけれども、なかなか民間だけでは立ち上がれないなというものを国としてはいくつかの形で支援しようということ、で、もともと行動の主体は、研究開発の主体は民間にあるものだといふふうに認識をいたしております。それに対してこの基礎技術研究促進セン

ターのお金でもって支援を立ち上げていく、そういう趣旨でできたものであります。

趣旨は以上でございます。

○原口委員 聞き逃したのかもわからないのですけれども、今、通産省の所管とおっしゃいましたけれども、これは通産省と郵政で両方で所管されておりますね。共管ですね。

それで、その中に実に今まで二千二百億円の資金が投入されて、そして成果がどうなっているのか。平成四年ですか、行政監察を受けておられます。その中で、総務庁はきっちりその資金を回収しなさいということをやっています。しかし、今までどれくらいのお金が回収されたのか。そして、特許やさまざまな事業化によってどれくらいこの二千二百億円の資金が戻ってきたのか。その数字についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○木村政府委員 出資事業、これまで二千二百億ということがございましたが、平成八年三月末現在で出資会社数は百三社でございます。うち、研究開発会社は六十八社でございます。特許出願件数は三千二百五十六件ということで、このうち特許登録件数は四百四十二件でございます。こういった特許等によりまして、いわゆるロイヤルティ収入というものでありますけれども、これは現時点では約十三億円であります。

○原口委員 二千二百億円を超す政府資金を投入しておいて、そしてその一九八五年以降六十八社が、今御答弁にあったように、受け皿として設立されたがほとんど未回収だ。そして、新しい年度も二百億円を再投入していく。今まで特許で十三億円と言われましたけれども、有料放送の受信機や電子辞書の翻訳装置など収益が上っているものは本当に二千二百億円のうちの一部であります。

私はこの研究がいかになんということも言っていない。基礎研究はやはり大事でありますし、次のステップアップの台をつくるためには大事なのでありますけれども、もともとこういう研究開発から

資金を回収するということが、この制度自体に無理があるのではないかと、このように思いますが、その無理を承知で、また資金の回収が困難とされるにもかかわらず、また新たに制度を拡充する理由は一体どこにあるのだろうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○木村政府委員 今先生御指摘がございましたように、こういった基盤的な研究開発を行う重要性というのは先生も大いに必要だということでありまして。

私どももいたしましては、国が応援をしなければやはりこの国は立ち上がらないということ、二十一世紀を見ましても非常に重要な分野だということ、この分野から国が全手を引くということ、これは、二十一世紀を展望した我が国の将来もなると言っても私は過言ではないというふうに認識しております。

ただし、その手法でありますけれども、出資でありますから、あくまで配当金をもって賄うというのはいわゆる出資の考え方であります。しかしながら、この基盤研究といえますのは、先ほど来申し上げましたように、民間では非常にハイリスクであってなかなか動けない、しかも、すぐに研究成果が出てくるかどうかかわからぬ、しかし、民間が中心になってやらなければいかぬ分野だ。やれば、場合によっては、相当お金も入ってくる、果実も生まれる、こういう分野であります。そこを応援しようということでありまして、もともとこういう制度そのものは、一定のリスクを頭に置いて国が出資をするということで行っておるものであります。

今回、まだ十三億だということでありまして、例えはその中でも、通信・放送の分野では、先生御指摘ございましたように、いわゆる衛星放送の放送スクランブル解除装置、デコーダーなんというのはこの研究開発会社が技術開発を行って、もう既に二百万ぐらい出荷台数が出ておりますし、それから衛星デジタル放送に不可欠な画像圧縮伝送ソフト、いわゆる MPEG2 といっ

たようなものもこの研究の成果であります。

また、各病院に今配置をされておりますアルツハイマー診断装置なども、まさにこの通信・放送分野の研究開発がベースになって出てきた、そういうものであります。

また、今研究中でありますけれども、国際電気通信基盤技術研究所を中心として、例の音声翻訳電話といったようなものもできておりまして、これは二十一世紀、グローバル社会で、日本語でしゃべれば、例えばアメリカであれば英語で翻訳を自動的にされる、言葉のハンディキャップなしにお話ができる、そういう画期的な研究もこの分野で進められておるといふことでありまして、そういう面では非常に楽しみな分野であります。

しかし、短期には、お金を出したからすぐこの二、三年のうちに全部回収するのだということにもなかなかならない、もともと出資ですから、配当でもってだんだん返っていくということでありまして、確かに先生がおっしゃいましたように、出したお金もすぐ回収できないからというところを余り性急に見て行かないで、全体として立ち上がっていく、国益に沿うものだというところでありまして、私どもはそういう観点で、こういった基礎研究を行う手段というものはぜひ必要だろうというふうに考えております。

もともとこのお金も、NTTという国民共有の財産で、電電公社時代から積み上げてきたNTTの株の配当金をもとにしたものでございまして、国民全体が電気通信に寄与したお金でもってまた国民の皆さんに還元をしていくという面、長期的に、ある程度長く、我慢しながらこういう研究開発をどこかでやっていく、そういう意味では、私ども、出資をされたお金は全く返らなくていいんだなというところは決して思っておりませんけれども、そういう気持ちで取り組んでいきたいというふうに考えております。そうはいいまして、やはり期間がたつてまいりましたので、徐々に成果も出始めておるところも

あります。それから、成果が出ないところは、もう不作為じゃなくてきちっと整理をしていくというようなことも昨年末関係省庁とも合意ができております。そういった中で、ニーズに応じた充実改善ということで、制度をどんどん拡充しようというのではなくて、だめなところはつぶす、いいところはさらに手を打っていくというふうなことで、ニーズに応じながら対応していくという気持ちで、我々としては、こういった仕組みというのがぜひ必要だというふうに考えております。○原口委員 二千二百億のお金をつぎ込んで十三億ばかり上がらない。ここにアンケートの結果がありますけれども、企業化の見通しがわからないのが六〇％、当初の目標どおりの成果が出るかわからないというのが約一〇％、こういう状況の中で、やはり今おっしゃったような厳しい財政状況の中で、きっちりとした態度が必要だということに思っています。

私がきょう申し上げたかったのは、何でもかんでも官がやればいいというものではない。河村先生を中心にNPO法案を国会に提出を予定されていきますけれども、市民の活動をして民間の活動、それは原則をしっかりとわきまえて、特例、特例で進めていくような政治をもうこれ以上やってはいけないということをやろう申し上げたくて質問に立たせていただきました。

大変厳しい中で誠意ある答弁をいただいたことをお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○木村委員 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 先ほどの原口さんの質問に対する答弁の中で、これは聞き捨てにできないことがあったから、私、まずそのことを聞きます。

大臣、ちょっと聞いてください。今、野村証券にあったとされる政治家向けのVIP口座、そこにあなたの名前がなかったことを恥ずかしいことだと言った。本当にそう思っているの。そんな認識の大臣のもとじゃ、こういう法案の審議はできませんよ。

○堀之内閣務大臣 私もちろん株の取引はやっておりまして、大臣までには。しかし、このVIP口座があったということ、しかも政治家がたっさん入っていった。政治家とかどういふ方々が入ったというか、新聞報道で知っただけではありません。もしそういうVIP口座があれば、私どももそういう扱いを受けても何らなかったのではないかと思っています。残念ながら、私はそういう扱いも受けていないし、全然口座もありません。ないということですから、いえる無視されておったのかな、こう思っております。

○遠藤(和)委員 その存在があったこと自体がいわゆる株式の市場をゆがめているわけでしょう。そのことに対する大臣の認識はどうなのかと聞いているんですよ。ゆがめた方に加担するんですよ。

○堀之内閣務大臣 いや、結果的には、私は、もちろん今回のような事件がまた野村証券にあったこと自体に驚きを感じたわけです。しかも、VIP口座というものが設けられておったということ、このこと自体も、また今おっしゃるように、私も、証券取引の公正という立場から見れば、まことに遺憾なことではあります。

私は、そういう意味で公正な取引をやっておりましたので、結果から見れば非常によかったと私も思っておりますし、そういう扱いを受けなかったというところが結果論から見れば大変幸いであつたというか、そういう非難を受けることがなかったというところで大変喜んでおるところであります。

○遠藤(和)委員 あなたの言っていることは、二つ意味の全く違うことを言っているんですよ。そういう変なものがあったことについて、やはり大臣としてこれはおかしいことだという認識がなきゃいけないですよ、後の答弁はそんなだけのこと。最初の答弁は、そこに私の名前がなかったことは恥ずかしいことだ、残念ながらことだと言ったことは、ゆがめる方に加担しているんですよ。そう

いう大臣が出した法案を何で審議できるんですか。

○堀之内閣務大臣 私は、この委員会でのV I P口座があつたか否かというのを突然お聞きになられました。私自身も、そういう問題は、この委員会でも議論される問題ではない、こう思つておりましたが、たまたま私の場合、全然そういう指定を、V I Pの扱いも受けてないし、またそういう口座もないということでありましたので、最初はそれはもう本当に軽く申し上げましたが、私も、それは、証券取引は、公正、公平に行われる、そしてそのために証券取引監視委員会も設置されて、厳重な監査をしていく、これはもう数年前のあつた反省の上になされたことと、当然承知をいたしておりますが、その中であつてまたV I P口座があつたということだけが私も大変遺憾なことだ、こういうふうに考えております。

○遠藤(和)委員 ようやく正常な感覚に返つたのかもしれませんけれども、前の発言は一体何だったんですか、それじゃ。その発言、取り消しますか。

○堀之内閣務大臣 原口委員の当初の御質問に対する発言は、その点は取り消しをいたしたいと思ひます。

○遠藤(和)委員 こんなことで時間を使いたくなかつたんだ、僕は三十分しかないんだから。だけれども、やはり、株式市場が公正であるということが前提でこの法律はあるんですよ。言葉じりをつつかれていふと言ふかもしれませんけれども、冗談だと言ふかもしれませんけれども、国会は言論の府ですよ。政治家は自分の発した言葉に責任を持たなきゃいけないですよ。特に大臣でしょう。この法律出した人でしょう。その出した人が、今の株式の問題についてそういう変な認識であつたんでは、これは法案審議できませんよ、本当に。そう思いますよ。これは重大な問題ですよ。

○堀之内閣務大臣 先ほども御答弁申し上げましたが、私は、今回の野村証券のV I P口座があつたということは極めて遺憾なことだ、こういうふうに認識はいたしておるわけです。たまたま私も以前は取引ありましたが、不幸中の幸いというか、そういう扱いを受けておりませんでしたことは、結果論から見れば大変よかった、こういうふうに思つております。

したがって、野村証券の社長は、そういう責任を感じられて委員の辞任の申し出がありましたので、即刻受け付けたいわけでありまして。

○遠藤(和)委員 私は、大臣自身の姿勢を問うてゐるわけです。この問題、ずっとやたらこればかりで終わっちゃうから。

きょうは法務省に来てもらつていますから、まず法務省の見解を聞きたいんですが、株主の平等あるいは保護しなきゃいけないという商法上の一一般があるわけですね。商法の精神があるわけですね。けれども、さきの通産省もそうですが、今度は郵政省で、個別法の改正によってその商法の原則をゆがめていく、こういうふうなやり方について、法務省はどういう見解を持っていますか。

○菊池説明員 お答え申し上げます。

いわゆる新規事業法、それから今回の法律案、いずれも新株の有利発行、特に安い対価で新株を発行するという手法を活用したものでございまして、この新株の有利発行自体は商法でも認められてゐるものでございまして。ただ、その有利発行のもことになる株主総会の決議の効力の期間について商法とは異なる特例を認めるという内容でございまして、今回の法案などは、いわゆるベンチャー企業は資金力が乏しいために人材を確保することが困難であるというふうにお伺いをいたしてあります。

そこで、ストックオプションを導入することによりまして必要な人材を確保することができるようにして、その結果ベンチャー企業を育成するという非常に高度な必要性があるというふうにお伺いをいたしましたので、その必要性に照らしまし

て、弊害防止策といったようなものも講じた上で商法の特例を認めたものであるというふうな私どもも理解をしております。郵政省とも事前によく御相談をした上で国会に御提案をさせていただいてゐるものでございまして。

○遠藤(和)委員 特例、例外を認めたということですね。そうすると、今度法務省の中で、このストックオプション制度を全面的に解禁しよう、いわゆる商法の改正でやろうというふうな議論になつております。先ほども説明がありましたが一九八八年度にはそういうふうな商法の改正を考へるということにございまして、その商法の改正の話と今度の特別措置、要するに個別法の改正でやつたものが同じになつた場合は、今度の法律は意味がなくなりますね。それはどういうふうなスタンスで考えているんですか。

○菊池説明員 スtockオプションを一般的に導入する、つまり会社であればどこでも使えるようにするということにつきましては、三月二十八日の閣議決定の規制緩和推進計画でございまして、九年度中に結論を得て十年度に導入するということになつておりますので、私どもとしてはそのスケジュールに沿つて検討を進めていくという方針でございまして。

お尋ねは、一般的な制度と、それから今回の法律案の中に入つてゐる特例との関係でございまして、ストックオプションを認めるための手法というものは複数あり得るというふうな私どもは考えております。今回の法案の中に盛り込まれております新株の有利発行というものは一つの方法でございまして、そのほかの方法もあり得るだろう。そういうことも含めて、私どもは一般的な制度としてどういふものかをこれから検討してまいりたいと思ひますが、新株の有利発行とは違つた形で一般的な制度ができれば、今回の法律案はそれはそれで存在意義があるということになりまして、同じものになつた場合には、またそのときで政府部内で御相談をしたいというふうな考えております。

いずれにいたしましても、今お尋ねいただきました点は、一般的な制度の内容がどのようなものになるかというところに係るものでございまして、もう少しお時間をいただいて検討をさせていただきますというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 いわゆる金庫株方式というのですか、自社株をあらかじめつづつておいてそれを特定の株主に渡す、こういうふうなやり方もあるですね。それから、要するに、既に株式を公開している会社にも適用するんだ、こういうふうなスタンスもあるかと思ひますけれども、そういう形になればこの特別措置法とは並列した形になる、こういう認識でよろしいんですか。

○菊池説明員 まだ仮定の議論でございまして、今お尋ねのように、金庫株あるいは自己株式という方式を仮にとつていただくと、新株の有利発行とは手法が違つてございまして、少なくとも論理的には両立し得るものでございまして。ただ、論理的には両立し得るということと、二つを今後とも残すということとすぐに結びつくかどうかという点も、ちょっと今何とお答え申し上げにくいわけにございまして、またそのときは政府部内で、郵政省さんとも御相談をして整理をしたというふうな考えております。

○遠藤(和)委員 では大蔵省に聞きたいんですけども、いわゆる証券取引法上の問題ですが、インサイダー取引との関連です。

先ほど郵政省の方からは、取得のときにはかからなければ、譲渡するときはインサイダー取引規制の対象になる、こういうふうな見解があつたんですが、大蔵省の見解を教えてください。

○柏木説明員 お答えいたします。

インサイダー取引規制とストックオプションでございまして、先生御承知のとおりインサイダー取引規制というのは、会社の重要な情報に容易に接近し得る者が未公表の重要な会社情報を利用してその株券等を売買を行うことを証券法上禁止しているわけにございまして。

具体的には、役員、従業員等の会社関係者で

あって、上場会社及び店頭登録会社の業務等に関する重要事実を知った者は、その事実が公表された後でなければ、当該会社の株券等の売買その他の有価の譲渡、または譲り受け及び株券等の売買に係るオプションの取得または付与をしてはならないということになっているわけでございます。

先ほど郵政省の方からも御答弁がございましたけれども、本日御審議いただいております特定通信・放送開業事業実施円滑化法に基づくストックオプション制度につきましては、会社が、取締役または従業員に対して新株発行請求権を付与するという形になっております。その場合は、取締役または従業員による新株発行請求権の取得及びその権利行使による新株発行株券の取得それ自体は、それぞれ証券法上の株券の売買に係るオプションの取得あるいは株券の有価の譲り受けには該当しませんので、インサイダー取引規制の対象にはなっておりません。ただ、取締役または従業員がストックオプションの権利行使によって取得した株券を売却するということは、これは当然証券法上のインサイダー取引規制の対象になりますので、当該会社の業務等に関する重要事実を知りながらその公表前に売却するということは、これは禁止されるという形になります。したがって、先ほどの郵政省の御答弁と同じでございます。

○遠藤(和)委員 わかりました。

それから、株式の市場の話をちょっとお聞きしたいんですけども、いわゆる店頭市場と上場市場があるわけですが、この店頭市場の中に特例市場をつくりましたね、第二店頭市場。日本版NASDAQと言われているわけですけども、ここができたわけですけども、一年半の間店頭登録する会社はありませんでした。この期間は何かこんなにかかったのかということ、現在第二店頭市場に登録をしている会社の数はどのくらいあるんですか。

○柏木説明員 店頭特則市場についてお尋ねがございました。

店頭特則市場は、ベンチャー企業等の株式公開による資金調達を円滑化するため、一定の要件を充足する企業を対象にいたしまして、登録基準を大幅に緩和することによりまして、平成七年七月に開設されたところであります。その後、昨年十二月になりました二つの企業がこの店頭特則市場に登録いたしました。

したがって、先生御指摘のように店頭特則市場創設後一年半の間登録企業はなかったというのは事実でございますけれども、これはまさに店頭特則市場に登録を目指す企業にとりましては、株式公開に向けていろいろ準備が必要であるということから、そういう事情があったものだと思います。

今後は、こういう店頭特則市場に登録する企業が徐々に増加してくるというふうに私も期待しております。

○遠藤(和)委員 第二店頭登録市場というのは、いわゆるフロンティアを育てるとか、ベンチャーを育てるとか、そういう意味合いの市場ですね。それがまだ二社しかないということですから、今度のストックオプション制度を導入したというのも、その市場に店頭登録をするインセンティブを与えたものだとは理解をするわけですが、大蔵省としては、情報通信関連のベンチャーの店頭登録が今後この市場に十分な数見込めているのかどうか、その将来性というものを含めて、この市場のことについてどういう認識をしているのか教えてください。

○柏木説明員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、現在店頭特則市場に公開している会社は二社ございますけれども、そのうち一社はソフト開発を専門とする会社でございます。いわば情報通信関連のベンチャー企業ではないかと思っております。今後とも引き続きまして、こういう情報通信関連の企業を含めまして多様なベンチャー企業が店頭特則市場の登録を行っていくものだと、うふうに私も期待しております。

○遠藤(和)委員 では、郵政省にお伺いします。今、この法律で郵政大臣が認定した株式会社、いわゆる認定会社ですね、この数は既に十一社あると聞いておりますけれども、これは全部このストックオプション制度を株主総会の決議によって取り入れることができる、この認識でよろしいかどうかですね。

○木村政府委員 既存の認定会社がストックオプション制度を導入しようとする場合には、認定計画を変更いたしまして、ストックオプションにより人材を確保する旨を盛り込んだ上で郵政大臣による計画の変更の認定を受けなければならないということ、既存の認定会社が自動的にということではございません。

○遠藤(和)委員 ですから、その認定する条件ですが、新規性というのは非常に細かいところのな概念なんですね。どういふふうに客観的にその新規性を担保するのか、これは法律に書いていまいせんから、すべて郵政省にゆだねられているわけですが、その辺のガイドラインというものをきちっと公表してください。

○木村政府委員 通信・放送新規事業ということ、これは法律の二条一項に規定すること、条文的には、「通信・放送新規事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供の方法を改善する事業であって、新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与するものをいう。」ということでございます。

私どもは実施指針というのを告示でつくっております。これを世間に公表いたしました。それに従って、申請を受けよう、認定を受けようという方が実施計画をおつくりになって役所にお持ちになる、こういう仕組みであります。

それでは、通信・放送事業分野に属するものでありますけれども、まず、「新たな役務を提供する事業」ということでは、「従来は提供されて

いなかった役務又は従来から提供されている役務であってもその利用価値が著しく向上し実質的に新しい役務と同一視し得るものが該当する。」ということでありまして。

それから、「新技術を用いて役務の提供の方法を改善する事業」といいますのは、「新技術を用いて」とは、いまだ企業化されていない技術、これには技術上または経営上のノウハウも含むということでありまして、「技術を用いる」とは、既に企業化されている技術、従来それを適用して提供していた役務とは通常の利用関係において若しくは社会通念により著しく異なる役務の提供に適用することをいう。」ということでありまして。

それから、「提供の方法を改善する」ということにつきましては、「役務の価格の著しい低下や質の著しい向上をもたらす」ということで、まず新しい技術が出た、これを使うということは非常にわかりやすいわけでありまして、それからあとは知恵を出すことによって、ノウハウその他変えていく、工夫を凝らしてこれまでもよりよい質の格でやる、あるいは全く新しい、質の向上した良質のものをサービスとして生み出すということ、この基準につきましては、やはり新規性というものが基本になるかと思いますが、この二つのポイントをもとにして実施計画の記載事項というものについて、認定を受けようとする人たちの申し出というものを審査して、こういう状況でございます。

○遠藤(和)委員 そうした認定基準に合えば、例えば大企業のいわゆる系列下といいますが、先ほど分社という話があったんですけども、そういうふうな恐らく資金を調達することも可能であろうと思われる企業でも同じ扱いを受けて認定会社になる、そしてこのストックオプション制度を株主総会の決議で採択できる、導入できる、こうなるかと、本当にどこにも頼るところがない単立のベンチャーといいますが、本当のベンチャーといふか、そういうところを育成するためにつくった制度にもかかわらず、結果的には大資本の、あるい

は大会社の支配下にあるベンチャーにも適用されるということになりますと、この法律の趣旨が貫徹されないのではないか、こう思いますが、どうですか。

○木村政府委員 たいだいまの先生の御指摘につきまして、通信・放送新規事業の認定要件を満たしてかつ当該事業の実施に必要な人材の確保を目的とするということで、法律上のぎりぎりの解釈という意味では、可能性としてはある、これは全く排除できないということになります。

しかし、このストックオプション制度というのは、その会社の資金計画、事業計画あるいは人材が確保できるかどうか、その具体的な人材も、どういう人かということをも具体的に我々としては聞いていく体制になっておりまして、当該事業の実施に当たって、法に基づく新株発行に係る株主総会決議の特例を活用する場合は、必要とする人材、当該人材の活用を含めた事業実施体制等を留意しつつ適切な人材の確保が確保されているかどうかといったようなことを見ていくという部門もございまして、この制度を利用して、本来資金的にもどうか、あるいは人も集めやすいというようなところがこのストックオプション制度をやるといふかという面については、私どもとしては事後的にも、この株主総会の決議の内容等を記載した書面の提出を受けたり、定期的に事業の実施状況についての報告を徴収するといったようなことがございまして、法の趣旨に反した運用が行われている場合には認定を取り消すといったようなことで制度の適正な運用を図るようにはまいりたいということになります。あくまで新規の、通信・放送新規事業者が立ち上がったという、そういう観点を中心に運用を行うということとでございます。これは通産省の仕組みについても同様であろうというふうに認識いたしております。

○遠藤(和)委員 いわゆる情報通信関連産業が二十一世紀のリーディング産業になるだろう、こういうことを言われているわけですが、そういうふうなことを考えると、やはりこのベンチャーの育成というのは大変重要なわけですね。今度はこういう制度をつくったわけですが、そのほかにいろいろベンチャー育成の方法は考えなきゃいけないですね。例えば知的所有権を担保にできるような融資制度を金融業界に考えてもらうとか、あるいは債務保証制度を行政の側が考えるとか、あるいはその他、出資の制度だとか、いろいろそういうふうなことを考えていかなければいけないと思うのですが、総合的に郵政省としてはどう取り組んでいるのか、現況を教えてください。

○木村政府委員 先生たいだいま御指摘がございまして、大企業等の支配下にない独立系のベンチャー企業につきましては、不動産等の物的担保が不足をしておる、資金調達が困難であるということが多いとございます。特許等の知的所有権を担保とした公的な債務保証制度や、担保を必要としない出資制度の充実が必要であるということ十分私どもも認識をいたしております。

郵政省の施策といたしましては、平成九年度予算におきまして、創業、スタートアップ段階のこういった情報通信ベンチャー企業へ専門的に出資を行います我が国初の政策的な投資事業組合、仮称でテレコム投資事業組合と呼んでおりますけれども、こういった投資事業組合の設立のため、産業投資特別会計から通信・放送機構への出資予算十億円を措置したところであります。この投資事業組合を活用した新たな出資制度によりまして、新規事業を実施する独立系のベンチャー企業への資金供給を促進していくということで考えております。

先生御指摘のありましたように、これまでも新規事業を実施するベンチャー企業に対しては債務保証なども行っているわけでありまして、知的所有権を担保とした融資に対する債務保証は行っていない。あくまで物的担保というものが基本であります。特許等の知的所有権を担保とした融資ということにつきましては、まずこの評価方法というのが非常に難しくございまして、

この議論を詰めた上で、ベンチャー企業の重要な資産であります知的所有権を担保とした融資に対する債務保証を可能とするような方策について我々としても検討してまいりたいというふうに考えておりまして、何せ先端を行く事業でありますから、新しいことばかりでありますから、こういった制度も私どもの範囲内でできることは考えて、問題提起を世に出していきたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 委員長にお願いがあります。

先ほどの大臣の答弁、重要性を大臣自身が余り認識されていないのではないか、認識が薄いのではないかとこのように私は思います。したがって、この問題について理事会でさらに協議してもらいたい、こういうふうにお願いをしたいと思っております。

○木村委員長 理事会で協議いたします。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二十分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。北村哲男君。

○北村(哲)委員 民主党の北村でございます。

午前中の議論を通じてストックオプション制度の性格とか問題点がかなり浮き彫りになったと思っておりますが、私の立場から幾つかの質問をしてみたいと思います。

まず、我が国においては、ストックオプション制度については、一般企業はこれを導入することはできないということにははっきりしておりますが、一方、アメリカにおいては、ストックオプション制度が会社の役職員のインセンティブとして広く活用されているというふうに言われております。

YRIという証券月報の九六年の八月版により

ますと、フォーブスという雑誌の九六年六月二十日付号のアメリカ主要企業の最高経営責任者の報酬ランキングで、上位二十五人中十五人がストックオプションなどの権利行使によって利益を実現されており、この制度が企業経営に広く定着しているという報告があります。アメリカのこの最高経営責任者のランキング三位のサンフォード・バイルという人が、九五年の一年間で四千九百五十五万五千ドル、日本円にして約五十四億円の収入を得ておられるわけですが、このうち八四・七%に相当する四千九百七十七万一千ドル、日本円にして四十六億円をストックオプション行使によって得ているとの報告があるわけです。これは非常に象徴的であって、アメリカにおいてこのストックオプション制度が多くの企業家の夢を実現させる制度として定着しているということがわかるわけです。

そこで、まず質問ですけれども、日本において一般にこのストックオプション制度が認められていない理由、あるいは著しくおくられている理由はどういうところにあるのかということについてお伺いしたいと存じます。

○木村政府委員 ストックオプション制度が広くれているというところにつきましては、日本全体にこういった進取の、狩猟民族といましようか、獲物を追って食っていくという、こういうような気概がない。我々の国というのは農耕民族だということ、横並び、定着型、こういう感じがございまして、なかなか新しい企業にリスクを冒して飛び出していくような環境が整っていないというものが一つ大きいことだろうと思っております。そういうせいもありまして、新しいビジネスに対する育成策というものがなかなか、まあ通産省は中小企業等を対象にこれまでいろいろな手を打ってこられたけれども、その辺の対応がうまくできてきた。

基本的には、このストックオプション制度は、午前中にも御議論がございましたように、商法でいいますいわゆる株主平等の原則というものが

基本にある。そういった商法の中の規律のものでございますので、この例外をつくるというのがなかなか難しい状況にあったというのがそうだと思います。

日本でもストックオプション制度がおくれたというのとは以上のことでありませうけれども、これから時代を展望して、こういった新しい企業に対する人的、資金的あるいは技術的なインセンティブを与えていくという総合的な政策が今強く求められる時代になったということもありまして、世の中全体が、こういうものに対する新しい仕組み、新しい風を入れていくべきだという雰囲気になってきて、二年前でありましたけれども、通産省が商法の特例措置ということで法律改正をされたというふうな経緯があり、その後、インターネットあるいはデジタルCS放送などが飛躍的に伸びた結果、通信・放送の分野でもニーズが高まったというのが第一点であります。

アメリカ等に比べましては、先ほど来申し上げておりますように、新しい情報通信を中心としたベンチャー企業というものが相当進んでおりまして、アメリカの景気を引っ張っておる大きな力になっておりますけれども、あらゆる経済的あるいは社会的側面等の中からこういった新しい仕事を立ち上げていくというふうなインセンティブがなかなか働かなかったというふうに理解いたしております。

〔委員長退席、岸本委員長代理着席〕

○北村（哲）委員 制度がおくれている、まあ商法との関係でしようが、それが障害になっているのではありませんか、これは制度を時代の要請に従ってどんどん変えてもいいと思うのですが、まあそれは後ほど法務省との関係でお聞きします。

日本でもいわゆる疑似ストックオプションと言われている報酬型のワラント債の発行制度は既に開かれております。しかも、これを運用している会社もありますけれども、これを広く運用していくことによって何も新しい法律をつくらなくてもできるのではないかと、間に合うのではないかと

うふうに考えるのですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○木村政府委員 先生御指摘のありましたストックオプション類似という形でワラント方式というのも一つあります。

これは、既にソニーとかコナミといったような会社が導入を決めておるわけでありませうけれども、まず、ワラント債を発行できる信用力のある企業というものでないといえはだめだということになります。それから、社債を発行したときにはやはりコストがかかるということで、これから未公開のスタートアップ段階にあるベンチャー企業にとりましては、社会的信用力、新しいリスクにかけていくという人たちの信用して尊敬していくという風土が、まだ我が国には成熟をいたしておりません。そういう意味で、信用力があってワラント債を発行できるという環境は整っていない。それから、これをやるには、先ほど申し上げました、コストがかかるということで、新株発行方式によるストックオプション制度というものは、企業が持ち出すお金はないということでありまして、そのために人材が確保できるということと、これから伸びていくとするそういう会社にとっては、一番やりやすい、ふさわしい方式ではないかというふうに理解をいたしております。

〔岸本委員長代理退席、委員長着席〕

○北村（哲）委員 通産省との関係では、既にいわゆる新規事業法によってストックオプションの制度導入が行われて運用されております。

我が国の情報通信分野のベンチャー企業にとってこのストックオプション制度のニーズがあるかという点でございませうけれども、どういう面といたしまして、一般的にはそうであるというふうに言われれば、はいと聞くよりはかなないのですけれども、具体的に、特定業界あるいは陳情、実績といえますか、実績というものはおかしいのですけれども、何らかの、目に見えるようなニーズというものはどういふところにあるのか。

というのは、いわゆる今出されている、田清法

と申しますけれども、田清法の二条三項あるいは四条による新規事業として認定されているものは、資料によると、平成二年の施行以来七年もたっているのにたったの十一件。この十一件の中で果たしてどれだけの企業がこのストックオプションを選択するかまだ不明だと思えますし、ストックオプションだけを求めてさらにそういう企業が広がっていく可能性もあると思うのですけれども、そのあたりのニーズあるいは見通しはどのように考えておられるのか。

午前中にも多少それに近い御答弁ありましたけれども、もうちょっとわかりやすく、細かい――通産関係なら割とわかりやすく、新しいものを発明してそれがどんどん広がっていく、水の浄化装置とかなんとかという新しいものはわかるのですけれども、通信分野には、目に見えにくいという、しかもこの十一件というのは非常に規模が大きい、みんな何億規模の企業ばかりで、先ほどの信用力がないとかなんとかと言われても、既に信用力があるものしか認定されていない、そういうふうな感じがするのですけれども、そのあたりを含めて御説明を願いたいと思います。

○木村政府委員 ただいまの現状でありますけれども、通信放送新規事業の認定件数は十一件ということになります。それから、認定の申請をすべく郵政省に現時点で事前に御相談に上がっておられるという会社もございまして、既に十件程度、同程度の数が郵政省に事前認定のための御相談があるという状況でございませう。

それから、既に認定をいたしております十一件すべてがこのストックオプション制度のための変更認定の申請をされるかどうかというところは不明でありますけれども、十一件中数社についてはそのような相談が来つつある、こういう現状であります。

それから、この十一件のうち、確かに資本金はそれぞれの会社は相当大きな額になっております。これは、やはり情報通信産業という性格、いわゆる装置産業ということ、小規模な資本金で

仕事ができるという体制ではなくて、やはりある程度大きな資本金でまず設備投資を行ってやらなければいかぬという通信放送事業の性格からして、当初から資本金としてはかなり、いわゆる通産省がやっておられますような新規事業法の対象となるような会社よりは資本金が多いということがございます。

ただ、この資本金も、もちろん借入れのような形がほとんどでありまして、会社としては資本金は非常に大きな形でありませうけれども、これは事業の性格上やむを得ない。しかしそういった会社という面ではまだまだ世の中の信用力というものが少ない。スタートという気持ちにはわかるけれども、それを使った新しいニュービジネスというものが起っていかどうかという面ではまだまだ予測が難しい分野であるということで、社会的信用力といえますか経済的信用力というのか、うまくいくかどうかという面では、そう既存の会社のように社債を発行してすぐこれが売りさばけるというふうな形にはなかなかならないのではないかと、いうことで、私どもはこのストックオプション方式というものを御提案をさせていただいた次第であります。

では、これからストックオプション制度を導入した場合、事業者数がどのように伸びるかということでありませうけれども、まさに技術革新のテンポも速く、どういった新しい技術が起ってくるのか我々にも事実予測をしがたい分野でありますので、大変予測は難しいわけでありませうけれども、現時点では、CATV網や衛星を活用したインターネット接続サービスといった事業、これはインターネットが非常に爆発的に伸びております関係で、こういったものに関連する事業。それから、CS放送がデジタル化で多チャンネルの放送サービスを行うということで、多様な専門番組を提供する事業といったようなものも、当然たくさんニーズとしては起っておるといふ実感を持っております。

さらに、これからの問題といたしましては、例えば、情報通信ネットワークを活用したニュービジネスということで、情報通信に対します経済社会のニーズの高度化、多様化、あるいは情報通信技術の発展を背景に、規制緩和とか通信料金の低廉化とかいろいろな事柄が複合的に進んでおりますので、こういった状況の中で、光ファイバー網あるいはインターネット、移動通信等の情報通信ネットワークを活用した各種のアプリケーションサービス等を提供するニュービジネスというものの創出が期待をされております。

一つ二つ例を申し上げますと、各種の電子商取引あるいは双方向オンラインショッピング、それからホームセキュリティサービス、電子出版、電子新聞提供サービス、PHS網を活用した位置探索サービス、例えば迷い子とか徘徊老人探知等の福祉サービス、こういったものに使うとか、そういうようなもの。

それから、ネットワークインフラの提供に係るニュービジネスといたしましては、インターネット電話あるいはインターネット国際ファクスなどによるインターネットサービスの高度化を考えたもの、それから公一専一の接続を利用して、低料金で通信サービスを行おうとするようなもの、それから先ほど申し上げました衛星デジタル放送等の分野。

それから、ネットワークコンテンツの制作に係るニュービジネスということでは、各種データベースの構築であるとかゲームソフトの制作事業であるとかコンテンツ制作環境の整備に関する事業、例えばクリエイターの売り込み等のマネジメントサービスであるとか映像ソフトのあっせん等の流通促進を行うサービスであるとか、考えられることはいろいろあるということでございますが、非常に楽しみな分野でございます。

○北村(哲)委員 通産関係の企業であるならば、一つの例えば小さなベンチャー企業をつくって、先ほど言った水の浄化装置とかそういうもので新しい事業展開を図る、それが新規事業として認定

されるわけですが、けれども、こちらの円滑法に基づいて認定会社を見ますと、多いところは三十億円からぐらゐの規模、小さくても何千万という資本金の規模の会社ですから、単発の企業ではないと思ふのです。企業として認定するのは、一つの企業は総合的な企業だと思ふので、どれもこれも別に新しくなくても、一つだけ、一企業部門で日本で初めてのようないしものを開発すればこれは認定企業として認められるのですか、その場合は、企業全体として、一部門だけが認められたら全体として認められるというふうな形になるのか、あるいはその部門だけというところか、あるいは、そのあたりはどういうふうな理解をすればよろしいのでしょうか。

○木村政府委員 認定につきましては、新規事業の実施計画に対するものであって、それが会社全体の活動の一部であっても認定は可能だということでございますので、そういう面では、当該会社が認定事業以外の分野と抱き合わせをした形で新規事業を行うという場合には、当然認定の対象にはなり得る。

ただ、その際に、人を採用しなければいけませんので、その新しい新規の通信放送事業の発展のために本当に必要な人材だということとあわせて見ていかなければならない問題だろうと考えております。

○北村(哲)委員 今まで既に認定されている企業がストックオプション制度を導入するためには新たに郵政大臣の認定が必要であるという御説明がありました。

従来の円滑法の四条で認められている新規事業の認定基準というものは、融資を受けるとか税制の優遇措置を受けるとかという、企業自体が優遇される面という意味での認定基準だと思ふのですけれども、ところが、ストックオプション制度というものは、そういう面ではなくて、有為な人材を採用しやすくなるという別の観点での制度だと思ふのです。ですから、新たな認定が必要だということとはわかるのですけれども、その場合の、今ま

でと違った認定基準というものはどのようなところにあるのか、その基準の内容を伺いたいと思ひます。

○木村政府委員 これまでの通信・放送新規事業を郵政大臣が認定いたします場合に、その認定をした会社がいろいろな支援策を受けられる。例えば、通信・放送機構からの出資を受けられる、あるいは債務保証が受けられる、あるいは開銀等による超低利融資が受けられるというように、それぞれ認定をされた会社が支援を受けるメニューというのがあるわけでありまして、これを念頭に置いた指針というものをつくってございますが、これは指針というものが立ち上がっていくための国の支援施策ということでありまして。

今回の新規事業につきましては、ストックオプションというところで、人材の面で一つのメニューを追加しようということでございますので、従来でございます通信・放送新規事業の指針に従った認定を行うというものに追加しまして、新しくストックオプション制度の導入による人的体制の確保に関する事項というものを追加いたします。例えば、当該事業の実施に当たって、法に基づく新株発行に係る株主総会決議の特例を活用する場合、必要とする人材の活用を含めた当該事業実施体制等に留意しつつ、適切な人的体制を確保することということ、どういう仕事のためにどういう能力の人が必要だ、そして新しい会社のどういう部署にその人を配置して対応するのだということが申請される実施計画の中で明らかにされる必要があるというふうなことでござっております。

○北村(哲)委員 この指針は、今までにある指針に加えて、法律が成立した場合に新しくおつくりになるというふうな何ってよろしいかと思ひますが、今までもあるものが新たにストックオプション制度を導入する場合については、確かに二つの基準、前の基準と今回の基準が二つクリアされなくてはいいのですが、今後あり得るとすれば、特に郵政のような大きな企業では、融資も要らない、お金は要らない、ただストックオプション制

度だけ欲しいというふうな要望のある会社については、従来ある平成二年十月一日付のこの指針はもうのけて、今新しくおつくりになる指針だけで新規事業として認定をされるというふうな考えでよろしいのですか。

○木村政府委員 この実施に関する指針というものにつきましては、全体を網羅いたしてあります。

例えばどういうものかと申し上げますと、実施方法に関するものであるとか、それから新規性を見る分野であるとか、それから資金の調達方法だとか資金計画を見る分野であるとか、その他実施に際し配慮すべき重要事項であるとか、それぞれ分野がカバーされるような指針をつくっております。

したがって、今回のストックオプションに係る部分が、御了承いただいて指針につきまして従来のものに追加をするということになりますけれども、新しくストックオプションだけを支援策として受けたらいいんだという会社がございまして、ときには、従来の指針の中で必要な箇所、例えば新規性といったようなものは当然従来の指針と同一のものが適用されるわけでありまして、新しく特にストックオプション制度にかかわる人的体制の確保に関する部分というものについてはクリアしなければいけません。

ただ、債務保証というふうな部分について、国のお金を投入するということではございせんので、国がそのストックオプション制度を認定する際に、国の方からの支援策、何か資金が要するというようなケースではございせんので、債務保証であるとか出資であるとかいうものを認定する場合よりは、この指針の中でもそういうお金にかかわる部分についての判断というものは少し緩和してまいりたい、このようなものををつくってまいりたいと考えております。

○北村(哲)委員 何か感じとして、前の指針また新しい指針で、新しく事業をしようとする会社があんじがらめにされていくような感じもしないで

もありませんけれども、これからゼロから打って出ようとする会社がやりやすくなるために、まさにこの規制緩和がまた新しい規制にならないように、そのあたりを注意してこの認定基準というのを柔軟に運用されることを望みたいと思います。

次に、法務省にお伺いしたいと思うのですけれども、午前中の質問の中で、かつて通産省がこの制度を持ち込んだときに、聞くも涙、語るも涙、非常に苦勞したと、法務省の抵抗が非常に強かったような言い方で、何か法務省がいじめているような感じがしているのですけれども、今回の改正案はかつて通産省がつくったものとはほぼ同じ形のものでございます。その新規事業法にしろあるいは今回の円滑法にしろ、それぞれの法律が当初予定していたベンチャー企業そのものを育てようという思想と今回のストックオプションとはちょっと別の次元だという気がするのです、まさに有能な人材を入れるための制度ですから。

そして、それがまさに商法の、ちょっと忘れましてけれども、何条かの新株発行の規定に触れるわけですから、一般法としての商法改正で導入を図るべきであるという話は午前中もたくさんありました。今の時点で横断的にこのストックオプション制度だけについての別個の法律をつくるような考え方、これはできないものだろうかと思えます。その点について、法務省がどうしても譲れなかった点、あるいはなぜ簡単に譲ったのか、それから今後新しい法律はどのような形で進むべきだという点についての御意見を伺いたいと思います。

○菊池説明員 お答え申し上げます。

まず、いわゆる新規事業法あるいは今回の法律案でございますけれども、これは新株の有利発行という手法でストックオプションをいれようとするベンチャー企業に認めようという内容でございます。新株の有利発行という制度自体は、北村委員御指摘のとおり、商法の二百八十条ノ二に規定がございますが、商法では株主総会の決議の効力が六カ月しかないというところを、そのままではストック

オプションに活用できないということで十年間に延長するというところでございますが、そうなりますと、株主の権利という観点から、私どもとしては、株主の権利が損なわれないような工夫が必要ではないかということで、関係省庁と御相談をしたわけでございます。

今回の法律案は、ただいま御指摘のとおり、いわゆる新規事業法と同じ内容でございますので、理論的な面につきましてはもうさほど問題にはならなかったわけでございますが、商法の原則に対する特例を設けるだけの必要性といえますか、二、三がどれほどあるのかということについて、郵政省の方とお話し合いをして、最終的には、ベンチャーを支援するという観点から、いけば必要なる人材の確保という観点から、今回の法律案という形にまとめて、国会に御提案させていただいていくということでございます。

それから、あと、私どもの方の商法でございますけれども、これは規制緩和推進計画、先月末に改定されたものでございまして、まず、この中で、九年度中に結論を得て、十年度に導入するということになっております。これは広く株式会社一般にストックオプションを導入しようということとございまして、私どもとしては、商法の一部改正という形にして国会に御提案させていただきたいと思っております。

ただ、その具体的な内容につきましては、いろいろな考え方があるかと思っておりますので、それはもう少し時間をおかしたいだいて検討をさせていただきたいと思っております。その際には、株主の権利が不当に損なわれることがないようにという観点も加味して、できるだけいい制度、使いやすいい制度にしたいというふうに私どもも考えております。

○北村(哲)委員 法務省に重ねてお伺いします。商法の改正だと、そうするとベンチャー企業の育成という一つの観点はなくなってしまう、すべての企業、上場であろうと未公開であろうと一緒になると思えます。そのあたりの問題点。

それに加えて一つ聞きたいのは、それぞれの省庁がそれぞれ法律をつくることによって、今回郵政省の場合は発行株式の五分の一を限度とする、それから通産省の場合は三分の一を限度とする、午前中、理由をお聞きしましたら、規模が大きいからというお話でした。しかし、じゃ、通産省はみんな小さな町工場みたいなところかという、大きいところは幾らでも出てくると思うのですよ。京セラのような会社も出てくると思うのです。

ですから、単に規模だけで、片方は五分の一の範囲で、片方は三分の一。それも株主保護のためにこういうふうにしたんだというふうには言われませんが、そのあたりは法務省はどのように解決をされたのでしょうか。

○菊池説明員 商法の特例で、特に安い価額で発行することができるとする新株の数量を発行済み株式の総数の一定割合に抑えるという趣旨に基づきましては、株主の権利を守る、いわば株式の希薄化を防止するという趣旨であるというふうにお聞きをいたしております、私どももそのように理解をしております。

具体的な数字、三分の一あるいは五分の一という数字は、これは正直申し上げまして、所管外の話になりますけれども、それぞれの法律が対象にしておりますベンチャー企業の実態、あるいは実際の必要性といったことから算定された数字であるというふうにお伺いをいたしております、私どもとしては、この三分の一あるいは五分の一という数字は絶対的にこの数字でなければならぬというところではございません。御説明を伺いまして、実際のニーズにこたえられることができるものであるというところで協議が調ったということでございます。

○北村(哲)委員 今の点なんです、結局株主保護の立場の数字だと思ふのです。法務省の立場は、すべて株主は平等であるという立場です、うね、それをそれぞれ各省庁のお立場というふうな形で理解をしましていいのですか。うちは三分の一、うちはもうちょっとと育てたいから半分にしようとかいうときに、どこが株主保護の、利害の問題を調整することになるのでしょうか。

○菊池説明員 北村委員御指摘のとおり、株主平等というものは、会社制度といえますか、商法の基本原則の一つでございます。

ただ、これは、抽象的に株主はみんな同じ権利をということではなくて、ある一つの会社の株主さんは皆さん平等の扱いを受ける、そういう権利があるということでございます。株式会社といいますが、その規模、業種、業態、いろいろございまして、どの会社の株主かによってその権利の内容、抽象的な権利として同じでございますけれども、その実態、配当を受けることができるかといったような権利の内容につきましては会社によって異なっておりますので、一つの会社の株主、同じ会社の株主であれば同じような扱いを受けるということでは私どもは理解をいたしております。

○北村(哲)委員 ちょっと釈然としないところがあるのですけれども、だれかがごまかされているかと今言われましたけれども、まあよろしいでしょう。ちょっと時間もなくなりましたので、このあたりで少し引き下がりまして、通産省の方にお伺いしたいと思えます。

平成七年十月十七日の商工委員会で、牧野政府委員が、ストックオプションの導入に関しての答弁をしておられます。そこでは、通産省がこの制度を入れるについて、他の省庁を排除するつもりは全くない、法律に違反しない限度において、他の省庁の要望については法律でどんどん拾っていくと、郵政省に御関係する事業者とか、他省庁管轄の事業者も、この通産省関係の新規事業法で拾っていくことが可能になるのではないだろうかというふうな読み取れるような発言をしておられますけれども、これはどういうふうな理解すればよろしいのでしょうか。そうすると、新しい法律なんか必要ない、通産

関係だけでどんなところにストックオプション制度だけで拾っていてもええじゃないかという考え方が出てきます。まだできてない省庁もたくさんあります。じゃ、建設省にしろ、あるいはどこの省庁にしろ、通産省でみんな拾ってもらえるのかということについてはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○立岡説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、平成七年十月の審議の際に、私も議事録を読みましたけれども、当時の牧野局長からそのような御答弁をいたしております。

その答弁の趣旨は、一つは、局長の発言にもございまして、事業所数の八割が通産省の所管事業であるということから、基本的には大部分カバーできるということ。

それから、ある事業者がいた場合に、その事業が複数の省庁にまたがるというケースもあるわけでございます。一例で申し上げますと、例えば廃棄物処理事業をやっておられる方がいらっしゃるというときに、この事業自体は厚生省さんの方でござんになっているわけでございますけれども、例えば、その方がその事業をうまくやるための新しい機器とかシステムを開発されて、それを今度は売るということで新しいビジネスをされるといった場合には、その機器の事業自体は私どもの方で担当できる事業になりますので、そういった意味で、同じ事業者の方でも、幾つかの事業を行っている場合に私どもの方で対処できる事柄がある、そういった場合には最大限やってまいりますという趣旨でお答えしたというふうに私ども理解をいたしております。

今回の郵政省さんのお出しになられました電気通信の分野は、恐らく今後多くのベンチャーが成長してくる有望な分野でございます。そういった意味では、今回こういう制度が導入されることにつきましまして、結果的に多くのベンチャーが育っていくという意味で私ども非常に重要であるというふうに認識をいたしております。

○北村(哲)委員 このストックオプション制度の導入の目的は、有能な人材を会社と呼び寄せること、あるいは引きとめること、あるいはまた会社発展への意欲増進であるということが目的のようですね。この制度が、役員や親族へのお手盛りとして利用されてしまわないかどうかという懸念、あるいは、株式公開により巨額のキャッシュが得られる仕組みを悪用したかっつてのリスク・コスモスのような事件の再発の温床にならないかどうかという懸念が若干残ると思います。

そういう意味で、そのあたりはどのようにお考えなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○木村政府委員 通信・放送新規事業は、我が国で初めて行われます通信・放送サービス、あるいは新技術を用いてサービスの改善を行う事業だということ、まさに通信・放送事業分野を開拓するものだということ、そのフロントランナーを対象として国として各種の支援措置を講ずるといふ理由は、先行事例がない状況で高いリスクを有する事業を行うことが非常に難しいということ、最初の事業を対象とするにによって、新規事業の実施に対するインセンティブを与えて、サービスの多様化を図ることができるといふ趣旨であります。

ストックオプションを付与される者は、新株発行をするときに当該会社の役員または従業員であることが必要であるというふうに法律第八条で定められております。したがって、今先生御指摘のようない、社外役員あるいは家族等にかかわらず、その者が認定事業の実施に必要な人材であるかどうか、新株発行時に当該会社の役員または従業員であるかどうかによりまして株主総会においてこの判断を行うということ、会社の性格として、大臣が認定して、こういった会社はストックオプションをやる、会社がその意思で考えられるときにはやれるような道を開いておいて、あとやるかどうかは株主総会が、透明性の中で不正に使われないように、本当にその人材が必要だということ

で人の名前まで特定して株主総会にかけるわけですから、そういうチェック機能の中で、株式会社自体がそういうガラス張りの透明性の中で措置をされるということになっておりますので、会社自体の責任においてこういうストックオプション制度を導入する道を開くということが必要であるというふうな考えものであります。

○北村(哲)委員 時間がなくなりましたが、最後にですけれども、私は、今の点については、まだベンチャー企業というものは上場される前は非常に閉鎖された会社でありますから、その中で友達を引き入れたりなんか、それを株主総会だけで決めてしまふということは非常に危険性をはらんでいる、それが急に大きくなったときにその矛盾が出てくるような気がします。

それはそれとしてよろしいんですが、大臣に一言、今のうちに、ベンチャー企業の育成、発展は、日本はアメリカに比べて随分おくれれていると言われているけれども、我が国の情報通信の発展のためにはこのストックオプション導入以外にもニュービジネス創出のためのいろんな施策が必要だと思えます。どのような取り組みをされておられるのかということについて、簡単に結構でございますけれども、御所見を伺いたいと存じます。

○堀之内閣務大臣 ただいま先生御指摘のとおりで、ベンチャー企業の育成は大変日本はおくれています。この点は、技術面あるいは税制面、さらに融資の面、いろいろな面で日本のおくれているのと私どもも思っております。

今後、何としてもこのベンチャー企業を育成し、そのことが情報通信の発展に大きく寄与するもの、こういうふうに考えておるところでございます。そして、今回、税制面として、あるいは人材確保という立場からストックオプションの導入、さらに大蔵の方でやっていたいただきましたが、エンゼル税制、こういうものとあわせて、また投資の促進というものも図っていきたく存じております。さらに基礎技術研究促進センターの改組によりま

して出融資制度を充実していくということ、あるいは、先進的な技術の研究開発に対する助成制度、こういうものを今後拡充をしてまいりたいと思えますし、もう一つありますのが、テレコム投資事業組合でございます。こうしたものを発足させて、今後、融資あるいは投資を積極的に進めてベンチャー企業の育成に努めてまいりたいと思えます。

○北村(哲)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○木村委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 大臣の本法案についての趣旨説明、それからずっと今までの間、それぞれの委員から質問がありまして、それぞれの質疑の中でいろいろとその中身について問題点などが出されたわけですから。

最初に私、このストックオプション制度というものを導入するという目的は木村局長の方から再三再四述べられておりますが、いわゆる株式平等の原則の例外として特定の企業に特別に認めようというわけですが、お聞きしたいのは、やはり今までも幾つか出されておりますけれども、認定会社となる要件の問題であります。

事業の新規性あるいはその実現性などと言われているわけですが、対象企業の資本の大小とかあるいは企業性とか、こういうものについて認定基準はどうなっているのか、法案の中での規定、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○木村政府委員 通信・放送新規事業に對します郵政大臣の認定は、当該事業の実施計画の認定でございます。また、資本金や出資企業等に関する事業者の要件は特に定められておりません。

以上であります。

○矢島委員 そこで、実際に、企業としての認定の資格条件ということになりますと、株式が非公開であるかどうかということになるかと思うんです。株式が非公開であって、かつ事業に新規性がある、計画に無理がないというような企業です

と、これはもう認定することができる、このようになると思っています。

例えば中小ベンチャー企業とは言えない企業であっても、株式が非公開であるならばその認定の対象になり得るのだらうと思つてゐます。例えば、あのリクルートの事件では非公開の株式の譲渡が問題になりましたが、こういう企業でも株式は非公開なわけですから、通信・放送で新規の事業を行う、こういう場合には対象になり得る。

それから、認定を受ける企業だけを切り離してみますと、確かに中小だ、しかし、大企業の子会社、こういうものも少なくない。例えばあのNTTやNCC、あるいは民放で東京キー局、こういうようなところの一〇〇%出資の子会社であつても認定の対象となり得るのだと思つてゐますが、それでよろしいでしょうか。

○木村政府委員 本ストックオプション制度は、主として独立系の中小ベンチャー企業につきまして、新規事業に必要な人材の確保を円滑化するという政策目的を有してあります。一般的に、株式未公開の会社は公開会社に比べて人材確保が困難であるという現況に合わせた考えでございまして、しかしながら、今先生御指摘ございましたように、法律上の要件というものを照らししてみますと、未公開の段階である、あるいは情報開示、定款にその旨を記載する等々の、いわゆる既存の株主にあるいは将来の株主に損害を与えないようなディスクロージズをしていくということが要件でございまして、先生御指摘のような、新規事業の実施に当たりましてその会社の大小というものを認定から排除する決まりというものは必ずしもないというふうな考えでおります。

このような資格というものが一応あるということでありまして、では、それを受けて、実際に大企業が人材確保のために人の名前まで特定して株主総会にかけて、必要なのだということがその株主総会で通るかどうかというのは別問題でございまして、それは会社の責任において行うということになっております。

○矢島委員 法律の上からは、そういう一〇〇%子会社であっても非公開の会社であればできるということだと思つてゐます。もちろん、NTTや民放大手の一〇〇%子会社あるいは子会社というものが人材確保のための資金力が乏しいというようなことは余り考えられないわけですが、しかし、この法案では認定の対象になり得るということになるわけなので、今局長がずっときょう答弁されておられるように、人材確保をやりやすくする、中小ベンチャー企業の立ち上げを援助するのだ、こういう目的とはやり方によつてはこれは違つたことが起こり得るのだなということを今の答弁で感じたわけですが、

例えば、自分の子会社に人員を派遣する、そのときに、ストックオプションというものを付けて人件費を浮かそうとか、あるいはリストラ、合理化目的で子会社に中堅の管理職や技術者を追い出して、ひとつストックオプションをつけておめにしてしようというふうなこともないわけではな、起り得る可能性はこの法律の文面から読みとれるわけでありまして、

それで、私、そういう懸念を持ちますのは、既に円滑化法の方で十一の企業が郵政大臣の認定を受けている。これは先ほどから出てゐることです。その十一の企業というのについて、私はここにそのリストを持ってきたわけですが、私ども、商社とか大手のガス会社、あるいは三菱系、セコム系、いわゆる大企業の子会社がずらつと並んでゐるわけなんです。最近注目されてゐる衛星デジタルテレビの会社がありますが、テレビコマーシャルも今盛んに流してゐる会社です、これも日本名立たる大商社が共同出資して、資本金は百億円です。これを見ますと、資本金というのがいずれも大資本に相当するやうなもので、いわゆる中小の独立ベンチャーとはつきり言えるのは、中小企業金融公庫とも取引がある一社だけだ。残りは、それぞれの企業、あるいは共同出資、いろいろな形になってゐますけれども、中小の独立ベンチャーだというのはないのではないかと。

いか。そうすると、円滑化法というのは、中小のベンチャー企業を支援するというよりも大企業の子会社も大いに支援していく、そういう法律になつてゐるのではないかと思つてゐますが、いかがですか。

○木村政府委員 資本金といふのは、先ほど申し上げましたように、通信・放送新規事業といふのは装置産業がベースになりますから、やはり他の一般の中小ベンチャーよりはもとより資本金が大きくなる傾向にあるといふことは事実だらうと思つてゐます。したがつて、資本金が大きいからどうかといふことではなく、その会社が行います、新規性というものに着目して、その新規の事業を立ち上げていくために人材がいらないという場合にどうその人材を確保するかというのがこの趣旨であります。そういう面で見えてまいります。

私ども、今先生がおっしゃいました事柄につきましては、あくまで大臣としての認定作業というものは、そういう新規事業の立ち上げというものを一定の要件のもとで見まして、客観的、合理的に、なるほどということがあればその手かせ足かせを取るといふこととあります。まあ言つてみれば資格を与えるといふことになるわけでありまして、それを受けた会社が実際に人を採用するかどうかといふのは、それは会社の判断であるといふこととあります。その会社がどういふ人をといることは、会社自身の責任において、自己責任の原則にのつとめて決めていくといふものであります。

ただ、郵政省といつたしましても、当初の趣旨が大ききゆめめられるといふことがあつてはいけませんので、ネガティブチェックといふことにならうかと思つてゐるけれども、ストックオプションに係る株主総会の決議の内容等を記載した書面の提出を受けたら、あるいは定期的に事業の実施状況についての報告を徴収したりすることによりまして、もちろんこれは限界がございまして、立入調査権あるいは捜査権とかいふものがないわけでは

ありますから、限界はありますけれども、事後にもチェックしていくという機能があります。基本的にはそういったベンチャー企業が立ち上がったところ、今回の行政の目的があるといふこととございまして、あくまで会社自身が立ち上がるための準備をお手伝いするといふこととございまして。

○矢島委員 けさからその答弁は何回もお聞きしてゐますので、そういう目的なり方向で臨んでゐるというのはいかたがたです。しかし、そういう考え方とは逆に、ネガティブチェックとおっしゃられましたけれども、やはりネガティブなんですね。本当にそういう事態が起こらないという保証はないし、また、それを利用しやすいという面があるのです。

といふのは、この十一社ですが、円滑化法による出資などの支援を受けてゐるのは三社にすぎません。特に注目したのは、この十一社のうち七社が、昨年の十二月以降にこの認定を受けたのです。それまでは、実際にこの認定を受けたのはずつと来たわけでは、しかし、この七社といふのはいずれも大企業の子会社と思われる企業であります。昨年の九月段階には、郵政省がストックオプションを導入するといふ法の改正案を次期通常国会に出すやうなことが言われていたわけですが、もちろん部内の検討はもつと以前からあつたらうと思つてゐるわけなんです。

一度この新規事業としての認定を受けますと、この法改正がされた後にストックオプションの活用を申請する場合には、この法律によりまして、第五条によつて変更手続だけで済む、先ほど御答弁がございました。大企業の子会社として、これまでの円滑化法に比べても、このストックオプションが使えるという判断があつて急に認定がふえたのではないだらうか、こゝも見るべきところと思つてゐます。

そこで、この改正によるストックオプションを活用しようという期待は、大企業の中にもあると思つてゐるのですが、その辺はどんなふうに見えて

らっしゃいますか。

○木村政府委員 大企業と申ししても、株式公開をされておられる大企業がほとんどでありま
す。もちろん未公開の大企業もありますけれど
も、ほとんどであるということで、私どもの方
にいろいろ打診があるものにつきましては、現時
点で、大企業が人材を確保してストックオプシ
ョンをという形というものは今のところ出て
おりません。

先ほど申し上げましたように、大企業がやら
れます場合は、ソニーであるとかといったよう
に、ワラント債の形で疑似ストックオプションとい
う形を使って成果を上げておられるというのが日本
の通常の事態だと承知しております。

○矢島委員 いや、大企業そのものがこれを使
うためではない、大企業の子会社ということで私
はお聞きしたわけですし、円滑化法にこの十二
月の段階で駆け込みで七社がばつとやったのも、こ
れもいずれも大企業がバックにいるところの子
会社あるいは関連会社。

こういうことで、ですからそれは大企業が一
つの期待を持って子会社をつくって、それは非公
開です、株は。ですから、それに認定を受けさせ
る、こういう方向が強まっているんじゃないか、
こういう見方についてはどう考えるか、という
質問です。

○木村政府委員 確かに、先生がおっしゃいま
したように、昨年の十二月以降、新たに七社が通
信・放送新規事業として認定をされたというこ
とは事実でございます。これは、最近のインタ
ーネットの爆発的普及とか、あるいは衛星デジ
タル放送の開始であるとか、規制緩和の進展であ
るとか、こういったことを背景といたしまして、情
報通信分野のニュービジネスを実施する機会が急
速に拡大をしたという環境の変化、あるいは、こ
れからの我が国の経済構造の改革を進めていくた
めにも、やはりベンチャー企業というものが非常
に重要なんだ、そういうような認識が広まって、そ
ういう状況の中で、郵政省としまして、情報通

信のニューベンチャーを立ち上げるという施策を
打ち出したことでそういう気持ちで、動きが現実
のものとなったということであつた認定数が
ふえた。まさに、こういったニーズを背景にし
て、私どもも法務省と交渉もいたしましたときに
は、ニーズがなければやはりできませんでしたの
で、こういうニーズというのが大きな今回の法改
正の背景になっております。

○矢島委員 私たちの危惧することが本場にそ
ういうような事態にならないで、当初からの目的
である中小のベンチャー企業の立ち上がりを支
援していくという内容で、ネガティブであつても
きちんとしていく内容で、運営していくことが必
要だということを申し述べておきたいと思いま
す。

最後に、大臣、これは私の要望なので、御答
弁がいただければいたくし、よく聞いておくだ
い。ことならばそれでもよろしいのですが、郵政
省、これらの施策を含めて、大体、新規事業の創
出とか、あるいはベンチャーの支援ということが
が中心になってずっとやってまいりました。もち
ろん、私、新規事業の創出ということを否定する
わけではございません。必要な部分にはやはりそ
ういうことが必要だと思ひます。

ただ、通信・放送の分野にもいわゆる下請中小
企業というのがあるわけですね。放送にしても通
信にしてもそうなんです。大体こういう下請の
中小あるいは零細企業によって成り立っている
という部分が多いわけですね。そういう意味からし
ますと、今、大変長引く不況という状況の中で、
これらの下請企業が大変な状況にあるわけなん
です。

そこで、大臣、やはりこういう新規事業にいろ
いろ目を向けながらやっていくというの、これ
も一つの方向だけれども、現に今、放送や通信の
部分の事業を支えているところの下請の中小企
業、これにも目配りをぜひ欠かさないでもらいた
いというのが私の要望なんです。何かございま
したら結構ですが、よろしいでしょうか。

○堀之内内務大臣 ただいま矢島委員の御指摘の
問題は、十分心にためて、今後とも配慮してまい
りたいと思ひます。

○矢島委員 よろしくお願ひします。
谷局長をお呼びしておりますので、次の問題に
移りたいと思ひます。

通信の防災体制についてお聞きしたいと思ひま
す。阪神・淡路大震災でも、電話を初めとして通
信の大混乱というものがあつて、いろいろ問題に
なりました。私も震災後のこの委員会等では、そ
の復旧・復興問題等についてもお聞きしたわけであ
ります。こういう災害に強い通信インフラの構
築、これが重要だということには強調されてまいり
ました。特に重要なものは、NTTのネットワーク
だと思ひます。これは、すべての国民をつなぐ
唯一の全国規模のネットワークですから、災害時
に最も重要な役割を果たすものです。また、その
打撃を受けやすい部分もある。この地域通信網、
ここで、大体NTTのネットワークがすべてを果
たしている、こういうふうな考えでいいかと思
うのです。

ところが、このNTTの防災体制というものに
ついて、他の公益事業などと比べて問題が多い、
こういう指摘があるのです。実は、阪神・淡路大
震災の後、東京消防庁が、あれは九五年の七月か
ら八月にかけて行った特別調査ですけれども、特
にライフラインについての調査を行ったわけだ
す。その結果、電力、水道それから鉄道、これな
どのほかのライフラインに比べてNTTの違反摘
発率が断トツだったのです。郵政省、このこと
について、何かNTTからの報告を受けているで
しょうか。

○谷(公)政府委員 大変申しわけないのでござ
います。承知しております。

○矢島委員 大変深刻な問題であると私は思いま
す。というのは、NTTの建物の管理をしている
子会社のNTTファシリティーズというのがござ
います。そこが、昨年二月に各支店あてに文書を
配付したのです。こんなことなんです。NTT

Tビルの防災機能について」というので、「NT
Tの建物は「防災上優れている」という神話がく
ずれかけています。東京消防庁の平成七年査察結
果によると、ライフラインを構成する電力、通
信、水道等企業のうちNTT建物の指摘率が一番
高かったという状況です。これが、それぞれの
担当課長に配られた文書なんです。こういう文
書も郵政省としては御存じないでしょうか。
○谷(公)政府委員 重ねて申しわけございま
せんが、承知しております。

○矢島委員 大臣も局長も御存じないのだからと
思ひます。
そこで、非常に重要な問題なので、私、委員長
にお願ひがあるのですが、そのことに関する資料
を大臣や局長あるいは委員の方々に配らせていた
だきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。資
料です。

今お配りしてお手元に参ります資料というの
は、NTT自身の資料も入っておりますし、それ
から、NTTの子会社、今申し上げました、建物
を管理している一〇〇%NTTの出資ですが、そ
ういうところが出した文書であります。

それで、これはNTTの総務部が全国総務部長
会議の資料として使ったのですが、二段目の矢印
ですね、東京消防庁がライフライン特別調査を
行った、ここで、「NTTグループが突出して問
題あり」「問題あり」率六十一%。他の企業とど
れくらい違うかは、その次の二枚目の棒グラフを見
ていただくとわかりいいかと思ひます。その棒グ
ラフにありますように、東京電力の場合は、二百
九十五の施設を調査して七十五件問題があつたの
です。電鉄電力の場合には八十三件中五十件、で
はNTTはというと、百十六施設立入検査をして
違反が四百九という、まさにずば抜けて、六一%
の異常な状況があるわけですね。

そこで、一枚目の方を見ていただきたいたいの
ですが、これはNTTファシリティーズがそれぞれの
担当に配った文書ですけれども、その一枚目の総

務部が配った文書の一番下の方です、「今回の結果で判明した問題点」というところがあります。N T T自身がこの中で、「基本的な部分での防災対策、防災マインドが不十分。」だった、つまり、基本がなっていないことだし、一番下の一行を見てももらいますと、「主管として会社、全グループを責任をもって指導する組織が定められていない。」つまり、会社としても無責任体制だということと今回の結果で判明した問題点として挙げておられるわけです。

基本がなっていない、会社としても責任体制がない、どうしようもない深刻な事態ではないかと思うのです。阪神・淡路大震災の教訓はどうなったのか。N T Tにはこのライフラインに責任を持つという自覚が欠けていると言わなければならぬです。しかも、こういう重大な問題を郵政省が全く知らない、重大な問題だと思つて、局長しかがでしよう。

○谷（公）政府委員 基本的に大衆国民のライフラインとして重要な電気通信設備でございます。この設備につきましては、電気通信事業法の中に技術基準としてそういった安全性、信頼性に配慮するようにという規定がございます。これを受けて私ども技術基準を定めておりますし、また、それ以前からも、安全性、信頼性のガイドラインを設けて周知を図ってござるところでございます。御指摘の阪神・淡路大震災、大震災貴重な教訓といたしまして、その後、この技術基準及びガイドラインを見直しまして、所要の改正等を行ってござるところでございます。

ただいま御指摘ございましたこの東京消防庁の査察の内容でございますけれども、仰せのとおり、全く承知しておりますことは非常に申しわけないことだと思っております。ただ、私、今御指摘をいただいたばかりでございます。確かに、ライフラインということでございまして、恐らく電気通信設備にかかわる部分であろうかと思つてございますけれども、ファシリティーの提供しておりますこういった建築物、これが私

どもの考えております電気通信設備とどのようなかわりを持った部分であるのか、あるいは電気通信設備についての安全性の部分であるのか、あるいは建築基準法にわたる部分であるのか、今直ちには私も承知することはできませんので、こういった指摘を受けているということ自体は大変遺憾だと存じますけれども、具体的なことについては申し上げることはできません。

○矢島委員 一つには、実際に、N T Tがこういうような指摘を受け、重大な問題が起っているにもかかわらず、部内だけで、しかもその中身というのは一般の社員には知られていないのです。恐らく、どこまで知られているか、これらの文章からいいますと、これは総務部長段階とかあるいは課長段階とか、一定のところまでは、こういう状況があったと、東京消防庁からこういう指摘を受けてこんな問題点があるぞということ言っただけでも、一般の社員というのは実際にそういう問題については十分知られていないというのが状況なんですね。ですから、知られていないか、N T Tの建物には安全だぞ、安全だぞというのはずと云ってきまして、それがまた、これは大衆だという雰囲気職場になつていないという問題点があるのです。

もう一つ、ぜひこれから調査していただきたい、N T Tに聞いて、その後どうなつたか、こういう点は調べていただくとして、そのときにこういう問題についても、ぜひN T Tの状況について局長としては把握してもらいたい、把握する責任があるだろうと私思うのです。この把握してなかったこと自身、N T Tが報告しないのだからその責任はN T Tにもあるわけですね、例えば、一枚目のこの矢印のあるわけですね、そしてその下の「今回の結果で判明した問題点」として挙げた第二、「組織の改変、グループ事業化等に防災対策が迫っていない。」というのがあるのです。N T T、いろいろ要員削減をしたり、あるいは、子会社への出向とか組織再編がどん

どん進んでいます。人員削減が行われているところ、防災対策が追いつかないと言っているのですね。

もう一カ所同じような指摘として、これは二枚目のものです。二枚目の「N T Tの問題点」というのがグラフの右側にずっと列挙されております。その三番目ですね。「防火管理関係違反が非常に多くなっている。たとえば、防火管理者の未選任、消防計画未修訂、消防訓練未実施等の形式違反が多発。」こういうのがあるんですね。まさに、要員削減、人員削減を行った、組織がいろいろと改編される、次々と職場が集約される、今までの職場がなくなつてこちらに一緒になる、いろいろなことを今N T Tやっています。ところが、そちらの方は一生懸命やっているのですが、それに伴つてこの防火管理者、これがどこかへ異動して、後を決めてない。それから、消防計画は古いままになつて、そのまま放置してある。もちろん訓練もない。こういう状態なんですね。

さらに、ちょっと三枚目を覗いていただきたいのです。これは先ほど申しましたN T Tファシリティーズ、その文書です。これは、もちろん御存じだと思ひますが、N T Tが一〇〇%出資して、その社員はほとんどはN T Tに在籍したまま出向している子会社で、N T Tの建物管理をしているわけでありまして、その文書の上から四行目ですね。「N T Tのコスト削減施策により、防災設備の維持管理費、修繕費が支出しづらい状況であることも一つの要因でしよう。」こう書いてあるのです。コスト切り下げを最優先の経営をやつていた、ずつとやっている。ところが一方、防災設備の維持管理やあるいは修繕費用というものを非常に出しにくくなつてしまっている。だから防災設備が壊れてもコスト切り下げがあるから修繕できない、こんな事態になつていっているのがこの報告書の中にあるわけですね。

まさに、このN T Tのコスト削減施策のために防災設備の修理修繕もままならない。阪神・淡路大震災の教訓と云うところではないのですよ。お金をけちつて防災の手抜きをするということになると、記憶に新しいところではホテル・ニュージャパンの火災などの、あのレベルの問題だと言われても仕方がないような状況なんです。非常に重大な内容だと思つたのです。

そういう意味では、大臣、今ずっとやりとりお聞きいただいておりますが、N T Tは国民のライフラインに責任を持っているわけですから、電気通信事業は、社会の神経系統だといふべきものであります。これを維持管理するといふ、極めて高い公共性を有していることが必要なんです。コスト削減のために防災設備の修繕費もままならない、こういうのは、公共性への自覚と責任が欠けている、欠如している、こう言わざるを得ないのです。郵政省としても、N T Tの分割とかあるいは再編とかあるいは国際進出、熱心でございまして、肝心の足元は甚だ心もとないものだ、こう言わざるを得ないわけですね。マルチメディアで、あるいは光ファイバーには金をかけて、国民規模の電話ネットワークにはなるべく金をかけない、こんなことで逆立ちしているやり方だと言わざるを得ないと思ひます。

消防当局から違反の指摘が断トツだ、こういう事態であるわけですから、ひとつ大臣、全面的に調査して、この改善方向も、国民のライフラインを守るという立場ではつきりさせていたいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○谷（公）政府委員 ただいまお聞きしたばかりでございます。まず、この消防庁による指摘の具体的な内容、それからファシリティー及びN T Tのこの指摘されました事実に係る関係、それからこの中で書いてございます原因の分析等につきまして、私どもの方で十分調べさせていただきます。その関係を考えたいと思つております。

○矢島委員 大臣、一般論として、こういう事態があるのだけれども、ひとつ決意のほどを。

○堀之内閣府大臣 ただいま局長から答弁申し上げましたが、私どもも内容を十分調査いたしましたし、御指摘の問題は大変大事な問題でありますので、またもし問題があれば一緒に検討を進めていきたいと思っております。

○矢島委員 そういう意味からしても、やはり指摘されたもの、これだと四百九の事項で指摘されているわけですが、どういふものであったか。それから、N.T.T.がその後それぞれ対応はこんなことだったとか、あるいは防災修繕費も出づらいつつ、こう書いてあるのだけれども、その具体的な内容と、それからどう改善していったか。それから防災の責任体制。人員があちこちに異動してそのままになって責任者もいないという状況も指摘されているわけですが、こういう問題について、もちろん局長の方で調査されると思いますが、ぜひ当委員会にその内容を報告していただくなり、資料を提出していただくなりお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○谷（公）政府委員 内容を調査させていただきます。した上で検討して、しかるべく措置したいと思っております。

○矢島委員 ぜひ、委員長といたしましても、私が申し上げた四つの内容について理事会等で相談の上、資料提出方については御尽力いただきたい、このことを申し上げたいと思います。

○木村委員長 理事会で相談をさせていただきます。

○矢島委員 以上、円滑化法の問題についてはやはり当初の目的、つまり中小、ベンチャー企業に對して、その立ち上がりをする支援していくかというところがゆがめられないような具体的な手だてというものが今後必要だろうということを重ねて申し上げたいと思います。

また、谷局長の方には突然の質問で申しわけなかったわけですが、こういうことはいつ災害が起こるかわからないことで、猶予ができない問題ですので急遽取り上げてみました。

いずれにしろ、N.T.T.に限らず、やはり今、あの阪神・淡路大震災以降、国民的な関心が強いわけですし、そして消防庁の調査の結果、余りにもN.T.T.がひど過ぎるという事態があらわれておりますので、ぜひ精力的にその分野での調査なりあるいは聞き取りなりを行っていただきたいし、指導も行っていただきたい、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○木村委員長 横光克彦君。

○横光委員 どうもよろしくお願いたします。現在、我が国の経済構造改革の推進というものが最重要課題となっている。橋本内閣も今その経済構造改革に全力で取り組んでいるわけですが、その原動力となるのはやはり情報通信だと思っております。今回の法改正はそういった情報通信の分野の重要性を踏まえて、そして特にニュービジネスの発展を目指したものである。そのように私は受けとめているわけでございます。ニュービジネスが成功するかどうかというのは、先ほどからお話が出ておりますように、資金面の調達の問題もございますが、何といたしても優秀な人材の確保、そしてまたその優秀な人材のやる気をいかにして引き出していくか、これが大きなかぎになると思っております。

アメリカではこういったストックオプション制度はもう既に一般に普及しており、ごく当たり前のことになっているわけですが、とりわけ情報通信分野でのアドベンチャー企業がそういったストックオプション制度を活用することによってチャンスをつかみ、そして大いに躍進しているという事例も数々あるわけでございます。

そういった流れが、日本でももう一昨年の十一月に通産省が特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づくストックオプション制度を導入したわけ、その導入以来、ベンチャーブームといえますが、徐々にではありますが活気づいてきています。そういった状況の中で、今回の法改正で情報通信分野におけるストックオプション制度の導入というのは非常に私は意義があると

思っております。制度として着実に根づいていくことを最初に強く期待したいと思っております。そこで質問させていただきたいのですが、通信・放送新規事業の認定についてちょっと伺いたいと思います。

事業の新規性の判断、これは非常に問題だと思っております。日進月歩の技術革新の激しい中で、情報通信分野の新規性をどう判断するのか、容易ではないのじゃないかという気もするわけでございます。認定に当たっては、透明性を確保する観点から、新規性の判断基準を明確化する必要があるのじゃないかと思うのですが、そのあたり明確化はどのようにおこなうのか、ちょっとお聞かせください。

○木村政府委員 通信・放送新規事業の認定は、当該事業の実施計画が郵政大臣の定めます特定通信・放送開発事業の実施に関する指針に照らしまして適切なものであり、かつ、当該計画が確実に実施される見込みがあることが必要であるというのが大前提でございます。

この新規性の判断基準につきましては、開発法に規定をされております。開発法の第二条第三項におきまして、「通信・放送新規事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供の方法を改善する事業」というふうに規定をされております。

その内容は、実施指針におきまして、「新たな役務」とは、従来は提供されていなかった役務又は従来から提供されている役務であってもその利用価値が著しく向上し実質的に新しい役務と同視し得るものが該当する。それから、「新技術を用いて役務の提供の方法を改善する事業」、そのうち「新技術を用いて」とは、いまだ企業化されていない技術、これは「技術上又は経営上のノウハウを含む」ということでありますが、そういった「いまだ企業化されていない技術を用いること、又は既に企業化されている技術を用いること、又は既に企業化されている技術を、従来それを適用して提供していた役務とは通常の利用関

係において著しく社会通念により著しく異なる役務の提供に適用することという。」ということが現時点におきます実施指針の表現でございます。

要は、技術がどの程度革新性があるか、新技術かというの、日進月歩いたしておりますので、個別の技術について詳細議論をするということとはなかなか困難で、ではそれ以外のケースはどうかというようにこともなりますので、現時点では私どもの法律を受けた指針というのは今申し上げたようなことでございます。

いずれにいたしましても、世の中で客観的にこれは新しい技術だ、あるいは新しいサービスだ、あるいは同じ技術を使っても経営のノウハウの工夫によって料金が下がった、これは新しいやり方だな、いいアイデアが出たな、こういう感じがやはり客観的に認められなければいかぬだろうということ、こういう形で明確かつ客観的に、だれもが常識的に見てこれは新しいものだということをはっきりとした形で審査をさせていただきます。ということの方針を持っております。

この実施指針は既にもちろん公表されております。認定基準の透明性等も確保されておまして、こういった指針に従って当該認定を受けようとする事業者が事業計画を出してくる、こういう状況でございます。

○横光委員 新規性の判断というのは今お話しのように非常に難しいということ、透明性の必要性もあるわけですから、どうか明確な判断基準に従って公正な認定をしていただきたい、そのように思います。

また、ストックオプション制度のことでもちょっとお聞きしたいんですが、ストックオプションを行使した後、高報酬を得た役員や従業員が士気あるいは発言力等が低下することはないのか、あるいはストックオプションを行使できる人とならない人との間で差別等が生じる懸念はないのか、そしてもう一つ、権利を行使した後の役員等に対して、処遇の変化が生じる可能性はないのか、こう

いったことをちょっとお聞きしたいと思ひます。
○木村政府委員 先生のたゞいまの御質問、まさにストックオプション制度が使われた後、人の感情なり、仕事の仕方なりあるいは当初のねらいでありますインセンティブがどうなるかというようなことだと思ひます。

これはまだやっておりませんので、大変難しい問題でありますけれども、アメリカでは、アメリカの風土、新しいベンチャーを育成する、あるいはアメリカンドリーム、フロンティアスピリッツ精神だといったようなことで、おおむね成功して、アメリカでは今の景気の持続的発展の大きな源泉の一つになっておるといふことを承知しておりますが、アメリカにおきましても、余りこれによる報酬が高過ぎるといふケースの場合には、少し世の中でどうかという議論などもありまして、新聞情報等でありましても、少なくとも十五倍ぐらいいかなければならぬというふうな、ちょっと余りにも突出したストックオプションによる利益というものは全体の士気その他からしてどうかというふうな議論も出ておるやに聞いております。

そういう意味で、私も、一定の範囲内でそういった事情を勘案されて、株式会社が全体の労務管理、人事管理にうまく使つていただけたらというのを期待しておるといふことでありまして、役所がその中身をどうの言ふところまではなかなかいかなければ、こういう制度を使つてうまくやられるということが、まさにベンチャーの経営者たる責任問題だろつというふうな考へております。

○横光委員 いろいろ問題が出てくる可能性もあります。これからの課題ではなからうかと思つております。

情報通信分野におけるベンチャー企業の育成、これは郵政省はこれまで数々やってきたり、これから予定している育成政策でございます。通信・放送機構による出資等、あるいはまた今年度からですか、テレコム投資事業組合、またエンゼル税

制、こういったこともこれから始まるわけですが、アメリカのマイクロソフト社の例を挙げるまでもなく、間違ひなくこの情報通信産業は二十一世紀のリーディング産業になるであらう、これは大方の人の一致するところであらうと思ひます。中でも、その発展においてベンチャー企業が果たす役割は非常に大きいと考えられます。

そういったベンチャー企業に対して、資金面や人材面や技術面やさまざまな観点から、総合的な支援対策にこれからの取り組みをいただきますことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○木村委員 小坂憲次君。

○小坂委員 太陽党の小坂憲次でございます。

きよの委員会の審議を通じて、今回の特定通信・放送事業の実施円滑化法の一部を改正する法律案、いわゆるベンチャー企業の育成のための今回の措置は、おおむね疑問が解消されてきたように思ひます。若干のファウルがありましたが、実施前に検討すべき項目、それぞれに回答が得られたように思ひます。

最後の質問でございますので、既にお答えをいただいた部分もありますが、もう一度原則に返つて質問させていただきますと思ひます。

まず最初に、ベンチャー企業創出のための今回の措置でありますから、その認定の要件と運用基準というものについて、まず局長からお答えをいただきたいと思います。

○木村政府委員 この特定通信・放送開発事業実施円滑化法の通信・放送新規事業の認定を受けるには、まず、当該事業の実施計画が郵政大臣の定める特定通信・放送開発事業の実施に関する指針というもので、この指針に照らして適切なものであり、かつ当該計画が確実に実施される見込みのあることが必要ということでございます。

具体的には、実施指針に定めてありますが、一つ、当該事業が、従来は提供されていなかった新しい通信・放送サービスを提供するものであること、または新技術を用いてサービスの価格の著し

い低下や質の向上をもたらすものであることといふことが新規性の基本であります。

それに加えまして、当該事業に係る経営方針の策定、需要動向の把握、事業計画、資金計画の立案、事業の実施体制の確保が適切になされているというところで、当該計画が確実に実施される見込みというところをチェックいたします。

さらに、今回、通信・放送新規事業の認定を申請する会社がストックオプション制度を導入しようとする場合には、当該会社が未公開会社であり、かつその実施計画にストックオプション制度を導入する旨を盛り込むことが必要であるといふことで、ストックオプション制度の場合には、従来の指針に加えまして、これはもちろんまだ指針として修正をいたしておりませんけれども、この法律が施行される前の段階では、この指針に明らかに人材確保といったようなことと、あるいはこの法律によります要件のうちの一部を書き込みまして、明確化、透明化をしたいというふうな考へております。

いずれにいたしましても、そのような形で公表をして、透明、公正にこの手続が行われるように、客観性を持たせて対応したいというふうな考へております。

それから、運用につきましては、認定計画に係る事務手続の簡素化、迅速化を図ることによりまして、本来は、タイミングを見て新しい技術を使つて早く打つて出ようというのが趣旨でございますから、役所の認定作業に時間を要してタイミングを失うということのないように、事務手続の簡素化、迅速化についてはさらに検討して、ベンチャー企業の活性化という本来の趣旨が生かされるように運用してまいりたいと考えております。

○小坂委員 ただいまの御答弁で、従来三、四か月かかっていた認定作業を、より迅速にしたい、こういう趣旨も理解いたしました。その認定を行う組織は一体どのような構成になって、どのような構成になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、運用を厳しくすればするほど、ある意味の規制を強化したような形になってしまつて、役所がいろいろとその起業活動について口を挟むことになってしまいます。そういう意味で、この認定を行う基準、まさに運用の仕方というのは非常に重要だと思ふので、そしてまた、その判断をする人の資質というものが問題になってくるんじゃないか。その新たな会社が、通信・放送事業の新規事業として育成するに足るものであるかどうかを判断するのはまさに人間でありますので、その人の知識とかそういうものに影響されると思ひます。

そろそろ調べがついたかと思ひますので、組織について回答していただけますか。

○木村政府委員 組織につきましては、この特定通信・放送開発事業実施円滑化法の所管が、私も通信政策局になっております。現在事業振興課でこの法律の執行を担当いたしております。そういう意味で、執行体制は郵政本省の通信政策局事業振興課というところが責任を持って認定作業に当たるといふ体制を築きたいと思ひます。もちろん、その認定に当たりましては、ベンチャー企業の育成という観点から幅広い知識が必要でございますし、そういった幅広い議論と認定を的確に行えるという資質、こういう人物を充てて、先生の御期待にこたえるような体制をつくつてまいりたいと思ひます。

それから、認定に当たりましては、これは総務庁とも御相談をいたしておりますけれども、商法の特例をつくるんだということで、商法ではだめだといふものの規制を緩和する、そしてストックオプション制度が実現できるという、いわば規制緩和でございますので、それを受けまして、私どもも認定があくまでがんじがらめな縛りになってはいかぬということで、客観性、公正性を保つという面では、これまでにも御指摘ございましたように、しっかりと見方をしなきゃいかぬというふうな考へておりますけれども、運用に当たっては、柔軟といえますか、非常に難しいのでござい

ますけれども、迅速にしかも簡素に、規制が新たに加わっていくことのないように、資格審査といえますか、そういった方々がどんどん出ていけるような体制をつくる。安易に流れてはいけませんけれども、そういう観点も必要であろうというふうに考えて対処したいと考えております。

○小坂委員 もう少し具体的に、現在の組織の、ストックオプション導入前の認定作業にかかわっていらっしゃる方がどういう構成になっているか。例えば、学識経験者が含まれているとか、それはどういうタイプの方なのか、その辺もあわせて教えていただいて、今後ストックオプションが導入されるに当たって、その認定作業に当たられる内容が変わるのか、その組織の内容が変わるか、それについても教えていただきたいと存じます。

それから、今柔軟にということをおっしゃいましたが、柔軟にという点においては、局長は午前中の答弁で、独立系の中小ベンチャー企業を対象としていますという発言をなさいました。また同時に、通産省の臨時措置法に比べて資本規模の大きなものを想定しているの、上限も五分の一としている、こういう発言もありました。この二つはある意味で矛盾をする部分もありますが、その柔軟な運用という中で、どのような配慮がされるのか、その二点、まずお願いします。

○木村政府委員 認定に当たります執行体制というのは、役所が行っております。郵政大臣の指揮のもとに役所が行っております。外部から専門的な人を採用して、認定に当たる作業をお手伝いいただいているという実態ではございません。役所がプロパーにやっております。これは事業の性格あるいは環境の変化等、もちろん必要な知識を習得しながら、行政として独立してそういう認定作業を行っております。外部評価委員会といったようなものは考えてございません。

それから、柔軟な運用と申し上げましたのは、先ほど申し上げましたように、客観的、公平に認定手続が行われるということも必要であります。

けれども、新しい事業ですから、しゃくし定規に考えて何が何でも、何カ月かかってこうだとかいうことではなくて、事務の単純化なども関係省庁と相談をしながら、柔軟に、迅速果敢に対応できるということでありまして、筋を曲げるという意味ではございません。世の中の実態は、これは新しいなというふうに認めるものであれば、これは大いにどんどん伸ばしていこうというふうな気持ちで訴えたまででございます。そういう意を御理解いただければありがたいと思います。

○小坂委員 今、特に評価組織は考えていないというお話がございましたけれども、やはり省内での判断というだけでなく、もう少し広く民間の、あるいは学術研究において先端的な知識をお持ちの方のアドバイスも得られるような、そういう組織への移行ということも今後考えていただいた方がいいたくないかと思っております。ひとつ提言として受けとめていただきたいと思います。

それから、研究開発助成制度というのがございます。この研究開発助成制度の分野と、それから今度実施をされますテレコム投資事業組合、これらがそれぞれ、認定企業に対して支援をしていくということになるわけですが、その認定作業とのかかわり合いにおいて、このテレコム投資事業組合の判断あるいは研究助成制度の適用をするかどうかの判断、これは同じ組織で行われるのですか。

○木村政府委員 今の通信・放送新規事業、御議論いただいております。この件は、郵政大臣が指針に従って事業計画を認定をするということでございます。

それから、テレコム投資事業組合というのは、通信・放送機構に對しまして、国から産投出資を行います。この産投出資のお金を通信・放送機構が、郵政大臣が認定をいたしました新規事業者に對して、民間と共同して新たなベンチャーキャピタルをつくりまして、投資をしていく。したがって、民間の資金と合わせて資金量が多くなるとい

うことと、それからそういった専門のベンチャーキャピタルのノウハウなどもいたしまして、より適切に投資を行おうという趣旨でそういう新しい投資事業組合の発想を持っておりますが、これが資金提供を受ける新規事業者といえますのは、郵政大臣の認定する新規事業者という形で、これはスキームとしては同じでございます。

それから、助成金の対象でありますけれども、これは通信・放送機構が一定の中小ベンチャー企業に對して助成を行うものでありまして、郵政省が直接どの企業を対象とするかということは考えておりません。通信・放送機構が独自の判断で助成を行うというスキームになっております。

○小坂委員 そうしますと、それらが、助成制度とそれから今回の認定の部分とが重複して適用される企業というのはあり得るわけですね。

○木村政府委員 今の助成制度につきましては、研究開発段階のものでございます。それから、投資事業組合が出資をいたします対象の通信・放送新規事業と、今回のストックオプション等の対象でございます新規放送・通信事業につきましては、一応事業の段階だということで、助成は研究段階ということでございまして、基本的には分野が異なるというふうに考えております。

○小坂委員 わかりました。次に、認定企業が認定計画の認定を取り消した場合、ストックオプションの扱いはどうなるのでしょうか。

○木村政府委員 認定を取り消しましたときには、それ以降、会社が新株を発行するということができなくなるというふうにしております。

○小坂委員 もう少しわかりやすく説明していただけますか。新株が発行できないということは、ストックオプションの権利が行使できなくなるということでしょうか。

○木村政府委員 そのとおりでございます。認定取り消し以降、その会社が新株を発行するということができなくなる、こういうことでござい

○小坂委員 そうしますと、その企業はどういう関係になるのですか。要するに、認定を受けるといろいろの支援をされるメリットはありますけれども、認定が取り消されても会社としての存続はするわけですから、会社として、企業として新株を発行することは当然できるわけですね。しかし、それに対してのストックオプションの適用がないということになるというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○木村政府委員 新株発行という、いわゆるストックオプションをやろうという総会の決議が無効になる、取り消し以降無効になる、こういうことでございまして。したがって、会社は、もちろん会社としての存続はされるというふうに考えております。

○小坂委員 そうしますと、これはやむを得ないことだとは思いますが、ストックオプションを目当てに有能な人材が会社をかわった、ところが、言っていたのだけれども、実際には実施しなくなりました。その人材をリクルートするためだけにそういった新規事業を標榜しているが、実際はやる気がないという経営者であれば、そのために職をかわった人材は、ある意味で権利を喪失してしまふ。だまされたということになれば、これはやむを得ないことですから、この部分までもこの法律の責任にするつもりはありませんが、そういった面も生じてしまふかもしれぬということですね。わかりました。

あと、ベンチャー企業の育成とこれに対するストックオプション、このストックオプションは、あくまでも人材をそのベンチャー企業にリクルートしやすいようにするための施策である。むしろ、キャピタルの面では、先ほどのテレコム投資事業組合とかこういったものがある。それからまた、この認定を受けたことによって、一般の投資家がより安心して投資をしてくださるだろうという期待が持てる。こういうふうな考えられようかと私は理解しておりますが、これ以外に、郵政省が

考えている新たな放送・通信新規事業の育成のため、ベンチャー育成のための施策というのはいかゞですか。これも含めてでも結構です。

○木村政府委員 昨年の平成九年度予算の編成段階で、資金、人材それから技術といったようなベンチャー企業育成のための総合的な施策ということで、人材面では、今御審議いただいていますストックオプション制度。資金面では投資事業組合、これは産投出資十億円ということで話がついて、大きな動きが、これからでございますけれども出てこようということ。それから税制面では、通産省なども連携をいたしまして、いわゆる個人のエンゼルに対する、ベンチャー企業投資に係る損失を三年間繰越控除を認めるという税制の特例措置といったようなもの。それから、これも技術関係でありますけれども、基盤センターの出資の対象を中小のベンチャー企業にも道を開くといったようなことで、こういった期待、ニーズを受けてでございますけれども、関係当局と折衝いたしまして、これまでの枠組みの中にこういった情報通信のベンチャー育成という新しい風を吹き込んでいく仕組みをつくったということで、私の心境といたしましては、これらの三つの点から、総合的な施策がよくこままどままとした、先生方の御支援を大変いただきましたけれども、そう思っております、まずはこれを、本委員会でも御審議いただいておりますように、過ちなきように、適切に執行できる体制をつくるというのが私どもの一番大切な仕事であろうと考えております。

なおまた、これから先、欲を言えば税制の内容の充実であるとか、それから、アメリカなどは大学からすぐに企業と結びつくといった、ベンチャー企業と大学、いわゆる学です、連携が非常に強いわけです。学生がいろいろな研究をして、それをすぐに新しいベンチャーに結びつけていくというような、そういった情報交流の場なども非常に活発にできております。こういう場などもつくりながら、本当にベンチャー企業が資金、

人材それから技術面でうまく運動して、情報交換ができて、新しい芽が伸びていくような体制というものもさらに研究をして、施策として打ってまいりたい、このように考えております。

○小坂委員 今のそれぞれの施策の運用がうまくいって、日本が早く追いついてくれることを望みます。

先ほどの研究開発助成制度は、新たな先進的な放送・通信技術の開発をしようとしているベンチャー企業に対してその研究開発費の助成をするわけですね。これは、企業がもう既に存在しているわけですから、ただ、この辺が、株式会社でなくともこの企業に対しての支援というのはあるのですか。そして、その株式会社でない企業が株式会社になって、その研究成果をもとにして株式を発行してやろうとして、有能な人材を入れようとしたときには今回の適用があると考えるとよろしいのですか。

○木村政府委員 今の先進技術型研究開発助成制度といえますのは、あくまで研究開発を行われる者ということになっておりまして、企業及び個人を含むということでございます。

したがって、その中からいいものができて、個人が事業化をして会社をつくってというような場合には、大いにこういった制度が適用されるというふうに考えております。

○小坂委員 ということは、先ほどの、時系列的に言えば、重複して適用はあり得るべしということとでよろしいわけですね。わかりました。

さて、先ほど、午前中の質問に対して局長は、アメリカではこういった制度を利用している企業として、マイクロソフト社、ネットスケープ社それからヤフー社というようなものを例に挙げられました。これらは、今回の制度で、日本で同じ企業がスタートをしようとしたとき適用になると思えますか。もしなるとしたら、この三事業のうちどの分野として適用になるのでしょうか。

○木村政府委員 今回の新規事業につきましては、その事業主体、いわゆる会社の外国性は特に

排除はいたしておりません。ただ、行われる事業が新規性を持つことが必要だというふうに考えております。

○小坂委員 いや、わかっていらっしゃって答えているのだと思うのですけれども、要するに、アメリカのこういったベンチャー企業が育ってきたという例を引いて、したがって、日本も追いつくためにこの制度を入れるのですから、アメリカと同じような発想で日本でも、もしマイクロソフト社、ネットスケープもヤフーもなかったとして、同じ発想の人間が日本に生まれて、この制度の適用を受けようと思ったときに受けられるのですかと聞いたのです。

すなわち、マイクロソフト社であれば、例えばウィンドウズ95だとかいろいろなプログラムを開発してありますが、コンピュータプログラムを開発する会社としてスタートをした。この企業がこの制度の適用を受けようと思つて放送・通信の関係事業だと言って申請をしたとき、これは適用になるのでしょうか。同じようにネットスケープ社がこの制度の適用を、放送・通信にかかわる新規事業だ、ベンチャーだと言ってアプライしたとき、これは日本では適用になるのでしょうか。同じようにヤフー社が、そういう質問なんです。答えてください。

○木村政府委員 通信・放送の新規事業でございますから、ネットワークに関連をするという、通産省との分野の関係がございすけれども、そういう面でも私どもの対象事業になるということがあれば可能でございます。

○小坂委員 だから、なるのですか。

○木村政府委員 なります。

○小坂委員 私は若干疑問があるのです。要するに、コンピュータのプログラムを開発しようとしている会社が適用を申請した場合、恐らく郵政ではけつてしまふのではないか、それは通産省の方だと言つて回されてしまふのではないか。日本の場合には、例えばマイクロソフト社などは、今回のこの法律の適用はないのではないかな。ま

た、同じようにネットスケープ社も、モザイクから派生してネットスケープというものをつくった当初は、あくまでもインターネットのブラウザというような形の開発でありますから、これは恐らく、新規のブラウザを開発しようとした企業がこの制度の適用を申請したら受けられないのじゃないか、そんな気がするのです。

したがって、放送・通信と言っているこの分野をもっと柔軟に考えないと、せっかくこれをつくつていながら、これからの分野が伸びていくかというの、通信・放送が融合化して、なかなか通信・放送でもわかつてないのです。その部分で、せっかくこの制度をつくりながら、運用の面で芽を摘んでしまふことにならないかということをお答えいただけますか。

○木村政府委員 新規性の対象というものが今先生おっしゃったような会社というのは非常に難しい。コンピュータの開発あるいはネットワーク関連の仕事、いろいろな分野があろうかと思つた。これは、今の段階では、もしこの法律をスタートさせていただけのことになりますと、通産と郵政とがよく連携をして、それぞれの分野でそういった仕事というものが立ち上がるような体制というものが、今通産省とも連絡協議会等を設けてこの受け皿としてやっていくということ、意識統一を整理いたしております。

○小坂委員 まだ私の疑いは解けておりませんが、ここでやりとりをしてもその問題が解決するわけではないので、今後、今申し上げたように、では、日本であのような企業が申請をしてきたときに我々の制度が適用できるかどうかという視点でもう一度運用をじっくり検討していただきたい。そして、そういう芽を摘まない、むしろ育てるように日本の制度運用をしていただきたいというのを強く要望しておきます。

同時に、本日の質問の中でも指摘があったと思いますが、中小のベンチャー企業を立ち上げると

いう観点からしますと、その企業の持っている資産というのは担保価値の非常に低いものしかない。そういう意味で、ソフト資産を評価する、そういう制度的な支援がどうしても必要だ。それは今後考えるというお答えもあったように思いますが、その点についても一度、今後どのような形でそれを考えていくか、いつごろまでにやりたいか、と思っているか、そういうお考えをちょっとお聞かせください。

○木村政府委員 現在の融資に対します担保というのは、物的担保というのが基本になっておりまして、社会の仕組みがすべてそういう体制で仕組まれております。したがって、知的所有権といったようなものをベースに、これにどう担保価値をつけて対応していくかというのは非常に難しい問題でありますけれども、しかし、時代の流れでございまして、民間の一部ではそういった評価の方法を策定をされて、これを担保にして対応しようという動きも見え始めております。

したがって、私もとしましては、そういうことも可能な限りという観点で、まず評価の仕方というのについて、これは郵政省だけの話ではございませんが、政府全体として、そういう知的所有権に対する担保の価値づけ、評価の仕方といったようなものを整理をして、全体としてそういう新しい時代にふさわしい担保制度というものをつくり上げていきたいという意欲を持ってこれから取り組みたいと思っております。

ただ、いつまでにかと言われますと、なかなか難しい問題がございまして、不作為で先生にしかられることのないようにしっかりと頑張っていきたいと思っております。

○小坂委員 ここまでのやりとりを大臣も聞いていただいたと思っております。そして、今の最後の質問は、やはりこれから政治的にこれにどう取り組むかという問題でありまして、本日の審議全般を振り返っていただいて、また今回の法律の運用について柔軟に、しかしながらも小さな育とうとして芽を摘むことのないようなこの法律の

運用を、そしてソフト資産を評価できるような新しい新たな制度の導入を、これらの観点から大臣の最後の答弁をいただきたいと思っております。

○堀之内内務大臣 これまで、それぞれ貴重な御意見等をお聞かせいただきましたが、確かに今、日本のベンチャー企業はやはりアメリカに比較して大変立ちおくれをいたしておりますが、今回、いろいろな問題で、特にこのストックオプションを初めエンゼル税制、その他基盤技術研究促進センターの改善等いろいろな施策をするわけでありますが、この適用に当たっては、御指導をいただきまして意見を十分参考にしながらこれから運用してまいり、そしてベンチャー企業を育てていきたいと思っております。

○小坂委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○木村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○木村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。古屋圭司君。

○古屋委員 私は、自由民主党、新進党、民主党、社会民主党・市民連合及び太陽党を代表いたしまして、ただいま議題となっております特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

我が国においては、これまで大企業を中心に、終身雇用制度などの日本的慣行のもと、人材が企業に定着することにより企業内部における技術の蓄積が行われ、このことが戦後の経済発展に大きく寄与してきたのは異論のないところであります。一方、成長段階にある創造的ベンチャー企業にとつての課題の一つは、優秀な人材をいかに確保し、その定着を図るかという点であります。このため、優秀な人材が大企業に偏らず、ベンチャー企業にも活躍の場を見出せるような雇用環境の整備を図ることが今や喫緊の課題となっております。

このような状況の中、本改正案は、認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社等が、当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役または使用人に対し、将来の一定期間に特に有利な発行価額で自社株式を購入できる権利を付与する制度、いわゆるストックオプション制度を導入し、この課題にこたえようとするものであります。

御承知のとおり、アメリカを初めとする諸外国では、人材確保の有力な手段として多くの企業がストックオプション制度を導入し、多大な成果を上げていくところであります。我が国においても、本制度の導入により、取締役や使用人は、みずからの努力で企業業績を向上させ、株価を上昇させればされるほど、より高い利益を得ることができ、経営努力、勤労意欲へのインセンティブが働き、その結果、人材の定着とともに企業業績の向上に役立ち、ひいてはベンチャー企業の育成につながるものと確信をいたしております。

以上の観点から、本案による所要の改正は必要かつ妥当な措置であると考え、賛成の意を表するものであります。(拍手)

○木村委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正案に反対の討論を行います。

本法案は、郵政大臣の認定を受けた企業に一般の企業には認められていないストックオプションの特典を与えるようとするものであり、資金力の乏しいベンチャー企業が有能な人材を確保しやすくなるというところが導入の名目になっております。

ところが、本法案では、郵政大臣の認定に当たつての審査対象が事業の新規性と実現性だけで、どのような企業が認定を受けるか、資本金の大小などは一切審査の対象にならず、株式が未公開であれば、大企業であってもあるいは大企業の一〇〇％出資子会社であってもストックオプションの特典を与えることになってしまいます。法律

においてこれらの企業を排除、抑止する規定がない以上、実際の運用でこまかすことができないことは明白であります。

実際、既に円滑化法の認定を受けている企業の大半は、大企業の子会社であります。これらの認定会社は、本法第五条の変更手続さえとれば、ストックオプションを特権的に手に入れることができます。その中には、伊藤忠、住友商事、三井物産、日商岩井という有数の商社が共同出資し、資本金百億円の衛星デジタルテレビ放送を実施している企業も含まれております。どうしてこのような企業が、資金力が乏しいベンチャー企業などと言えるのでしょうか。

私は、いわゆるベンチャー支援、新規事業を起すことへの支援を否定するものではありません。しかし、本当に人材確保に当たって資金的な余裕がないという中小の独立ベンチャー企業に対象を限定するならまだしも、資金も潤沢であり、人材も豊富な大企業がつくる子会社に、一般の企業には認められていないストックオプションの恩恵を与えるような仕組みをつくる本法案には賛成できません。

以上、反対の理由を申し述べて、討論といたします。以上です。(拍手)

○木村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○木村委員長 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○木村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時八分散会

特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七條から第十條までを削る。

第十一條中「第六條第一項の」を「前條第一項の」に改め、同條を第七條とし、同條の次に次の四條を加える。

(新株発行に係る株主総会決議の特例)

第八條 認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社(以下「認定会社」という。)が、認定計画に従って当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ごとに、次に掲げる事項について商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三條に定める決議がなければならない。この場合において、取締役は、株主総会においてその新株の発行を受ける者に対し特に有利な発行価額で新株を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

- 一 新株の額面無額面の別、種類及び数
 - 二 新株の発行価額
 - 三 新株の発行を受ける者の氏名
- 2 前項の決議は、認定会社が、証券取引法(昭和

和二十三年法律第二十五号)第二條第一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第六十七條第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの條の規定による新株の発行をすることができ旨の定めのある場合に限り、することができ。

3 第一項の決議により定める新株の総数は、当該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき発行した株式の総数を控除した数と合せて、発行済株式の総数の五分の一を超えないこととする。

4 商法第二百八十五條の二第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五條第三項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6 第一項の決議により新株の発行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人を新株の発行を受ける者として同項の決議があつたものとみなす。

(株券への記載等)

第九條 定款に前條第二項に規定する定めを設けたときは、認定会社は、株券及び端株券にその旨を記載しなければならない。

2 商法第三百五十條の規定は、定款を変更して前條第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

(書面の提出等)

第十條 認定会社は、第八條第一項の決議をしたときは、直ちに、その決議に関する事項であつて郵政省令で定めるものについて記載した書面を郵政大臣に提出しなければならない。

2 認定会社は、郵政大臣に提出した前項の書面の写しを、郵政省令で定めるところにより、そ

の認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面を郵政大臣に提出した日から、第八條第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(公示等)

第十一條 郵政大臣は、次の場合には、直ちに、郵政省令で定める事項を官報に公示しなければならない。

一 前條第一項の書面の提出を受けたとき。

二 前條第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

2 郵政大臣は、郵政省令で定めるところにより、前條第一項の書面を郵政省に備え置き、その書面の提出があつた日から、第八條第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

第十二條及び第十三條を削り、第十四條を第十二條とし、第十五條を第十三條とする。

第十六條第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

二 第十條第二項の規定に違反して、書面の写しを公衆の縦覧に供しない者

三 第十條第二項の規定による書面の写しの公衆の縦覧に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の縦覧に供した者

四 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十六條を第十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

第十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用人は、百万円以下の過料に処する。

一 第九條第一項の規定による記載をせず、又は不実の記載をしたとき。

五十條第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

通信・放送新規事業を実施する株式会社が、その実施に関する計画であつて郵政大臣が適当である旨の認定をしたものに従つて当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行する場合における株主総会の決議その他の要件に関し、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。